

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 61 件 |
| 国民年金関係 | 41 件 |
| 厚生年金関係 | 20 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 45 件 |
| 国民年金関係 | 14 件 |
| 厚生年金関係 | 31 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 6 月から 62 年 6 月までの期間及び 63 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 6 月から 62 年 6 月まで
② 昭和 63 年 1 月から同年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 61 年に、私の母親が市役所で私の国民年金の加入手続を行った。その後、社会保険事務所から申立期間①及び②の期間を含む国民年金保険料の納付が確認できない期間の納付書が送付されて来たことから、母親がその納付書を使用して金融機関で一括して保険料を納付した。当時としてはかなりの大金だったことから、母親は納付したことを記憶しており、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、それぞれ 13 か月及び 3 か月と比較的短期間である。

また、申立期間②の国民年金の保険料額については、申立期間②直後の納付済みとなっている昭和 63 年 4 月以降の保険料額より安価であることから、申立人が当該期間の保険料を納付していなかったとするのは不自然である。

さらに、昭和 61 年に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されているにもかかわらず、同一地域において、平成元年に国民年金手帳記号番号が再度払い出されていることが確認できることから、申立期間当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

加えて、申立人は、申立期間を除いて国民年金保険料をすべて納付している上、当時同居していた申立人の母親も加入当初から 60 歳に到達するまでの保険料を完納していることから、保険料の納付意識は高かったものと認め

られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 1 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月から 47 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は、当時、勤務先の店の店主であった私の義父が行ってくれたと思う。その後、結婚した昭和 46 年 7 月までは、その義父が私の国民年金保険料を納付してくれていたが、結婚後の同年 8 月からは、私の夫が保険料を納付してくれるようになった。私の義父や夫は、私の保険料をきちんと納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、結婚前の昭和 44 年 1 月から 46 年 7 月までの期間について、その当時、申立人の勤務先の店の店主であった申立人の義父が、申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、その義父は、同期間の保険料が納付済みとされている上、申立期間当時、申立人と一緒に働いていた申立人の同僚は、その店主に国民年金の加入手続を行ってもらい、20 歳からの保険料を納付してもらった旨証言しているとともに、その同僚も同期間の保険料が納付済みとされている。

また、申立人の同僚の特殊台帳によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている一方、オンライン記録では保険料が納付済みとされ、両者の記録に齟齬がみられるなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人は、申立期間のうち、結婚後の昭和 46 年 8 月から 47 年 3 月までの期間について、申立人の夫が申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、結婚後の保険料は、夫婦共に大半の期間が納付済

みとされている上、申立人の加入手続が、結婚当時の居住地で 46 年 8 月に行われていたことが確認できることから、その直後の同期間の保険料を納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月から5年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月から5年2月まで

私の国民年金加入手続は、私が20歳の時に母親が行ってくれた。国民年金保険料の納付についても母親が行ってくれており、母親から納付しておいたと聞いたことがある。平成5年3月分の保険料も保存していた領収書により納付を確認しているような状態なので、申立期間の保険料についても領収書が無いだけで、保険料を納付しているはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成5年8月に払い出されており、その時点において、申立期間は過年度納付により国民年金保険料を納付することが可能な期間であり、実際に、申立期間以外で納付済みとされている期間の保険料は過年度納付されていることが確認できる。

また、申立人は、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、前述のとおり、申立期間以外で納付済みとされている期間の保険料は、時効直前のものもあるが、過年度納付されており、結果として還付されているが、中には、時効を超えて保険料を納付している期間もあり、申立人の保険料を納付したとする申立人の母親は、可能な限り保険料を納付しようとしていたものと認められることから、7か月と短期間である申立期間の保険料を納付したと考えても明らかに不合理とまでは言い切れない。

さらに、申立期間直後の平成5年3月の国民年金保険料は、7年5月に金融機関において収納されているが、本来、時効により収納できなかったもの

であることから、申立人に還付されるべきところ、実際に還付されたのは、申立人が所持する領収証書を社会保険事務所に提示した後の 20 年 5 月であることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年6月までの期間及び昭和56年10月から平成3年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から42年3月まで
② 昭和48年1月から同年6月まで
③ 昭和49年1月から51年3月まで
④ 昭和56年10月から平成3年9月まで

私は、昭和36年の夏ごろに国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳の交付も受けた。

当初、私や父親が毎月国民年金保険料を納付していた。納付方法については、申立期間①は自宅で集金人に印紙納付し、手帳に印紙が貼ってあったことを記憶している。

申立期間②③及び④については、保険料が未納になっていると、集金人から「遅れている」旨言われるので、妻に小切手を渡し、妻がそれを現金化したりして集金人にまとめて納付していた。

申立期間について、未加入又は保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、6か月と短期間である上、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

また、申立期間④について、申立人が所持する申立期間当時の作業日報に、申立期間のうち、昭和59年4月から63年6月までの国民年金保険料

を納付したことを推認させる記載があり、その金額は当時の保険料額とおおむね一致することから、当該期間の保険料を納付していたものと考えられる上、申立人は、申立期間中、同一区内に居住しており、仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、その前後の申立期間についても同様に納付していたものと考えても不合理ではない。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和 36 年に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳は、42 年 10 月 1 日に職権で発行されており、国民年金の被保険者資格の資格取得年月日は 40 年 10 月 7 日とされていることが確認できることから、その主張と一致しない上、42 年 10 月の時点では、申立期間①の大半については、申立人は、未加入のため保険料を納付できない期間であるとともに、申立人は、申立期間当初から同一区内に居住し続けており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立期間③について、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の当時同居していた婚姻前の妻は、その後他界していることから、証言を得ることができず、申立期間の保険料の具体的納付状況が不明である。

さらに、申立期間①及び③の国民年金保険料について、過年度納付又は特例納付が可能であった期間においても、申立期間の保険料がさかのぼって納付された形跡が見当たらないとともに、申立人からその旨の主張もない。

加えて、申立人が、申立期間①及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても具体的な納付を裏付ける新たな証言を得ることもできず、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 1 月から同年 6 月までの期間及び昭和 56 年 10 月から平成 3 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 5 月から 50 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月から 50 年 9 月まで

私が 20 歳になった時、家族で農業を営んでいたため老後に年金が必要になるはずと考えて、母親が私の国民年金の加入手続を行った。

申立期間のうち、結婚前については、母親が両親及び私の保険料と一緒に集金人に納付し、結婚後については、両親と私が農作業に出ているため、母親から保険料を預った私の妻が自分の分も含め 4 人分の保険料を集金人に納付していた。私も集金人に保険料を納付しているのを何度も目撃しており、保険料の月額は、300 円から 500 円ぐらいと農作業中に父親が話していたのを記憶している。妻の記憶では集金人は女性だった。母親や妻が自分の保険料のみを納付して私の保険料を納付しなかったはずはないので、申立期間の保険料が未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、近隣の農家の人達との農作業の際、父親が話していた国民年金保険料の月額を具体的に記憶しており、その金額は申立期間当時のものとおおむね一致しているとともに、申立人の居住していた地域では、申立期間当時、協力員として集金人が保険料の集金を行っていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は見当たらない。

また、申立期間のうち申立人の結婚前の保険料を納付したとしている申立人の母親はすでに他界しているため証言を得られないが、申立人の妻は、結婚前の期間について、「申立人の母親の性格からして、跡継ぎの息子の国民年金保険料を未納のままにしておくことは考えにくい。」旨証言しており、結婚後の申立期間については、家族 4 人分の保険料と一緒に集金人に納付し

たとして、集金人、国民年金手帳の色及び保険料の月額を具体的かつ鮮明に記憶している。

さらに、申立期間当時、国民年金保険料を一緒に納付したとしている申立人の両親及び結婚後における申立人の妻は、申立期間の保険料が納付済みとなっていることが確認できることから、申立人のみ保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和42年5月から50年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から50年5月まで

私は、昭和49年10月に会社を退職した直後に父親から強く勧められたことを機に、市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、送付されてきた納付書により、母親の分と一緒に3か月ごとに納付していた。50年2月に結婚し、同年3月に転居した際に、国民年金の強制加入から任意加入への切替手続を行い、その後も納付書により未納がないように保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ8か月と短期間である。

また、申立人は、会社退職直後に転居前の市役所で国民年金の加入手続を行った際の状況について鮮明に記憶している上、申立期間当時、一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親の申立期間の保険料は納付済みとされていることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、結婚後も国民年金に任意加入しているなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月まで

私が 20 歳になった時に、父親が区役所で私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、父親から、未納期間がないように納付したと聞いていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間である。

また、申立人は、申立人の父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の父親が加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の記録から、昭和 45 年 8 月ごろと推認できるとともに、申立人が所持する国民年金手帳には、資格取得日が昭和 45 年 4 月 1 日と記載されていることから、その時点では申立期間の保険料を納付することは可能であった上、国民年金の加入手続を行ったにもかかわらず、その直後の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、結婚後も国民年金に任意加入しているなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月及び同年6月、49年10月から54年2月までの期間及び59年2月から60年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年5月及び同年6月
② 昭和49年10月から54年2月まで
③ 昭和59年2月から60年12月まで

申立期間①について、私は、当時居住していた地域の区役所で国民年金の加入手続を行い、その場で2か月分の国民年金保険料を納付したことを憶えている。申立期間②については、結婚直後に転居した地域の市役所で改姓等の手続を行った際に、国民年金の手続も行い、保険料は納付書を使用して金融機関で定期的に納付していた。申立期間③は未納期間であることを認知していたが、第3号被保険者制度が創設される際に、市役所から説明会の案内があり、未納期間があると第3号被保険者になることができないと言われたので、当該期間の保険料を一括して納付した。申立期間の保険料は確かに納付したはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、2か月と短期間である。

また、申立人は、区役所で国民年金の加入手続を行った時に、その場で国民年金保険料を2か月分だけ納付したと主張しているところ、当時加入手続を行った区役所の窓口で保険料を納付することは可能であったことから、申立人の主張には信憑性が認められる。

さらに、申立人は、申立期間①前後の未納期間について、国民年金の加入手続を行った際に、2か月分の保険料だけを納付して、他の未納期間に

については保険料を納付していないことを記憶しているとして、今回、申立てをしていないことから、申立人の主張は一貫性があり、基本的に信用できる。

- 2 申立期間②について、申立人は、結婚直後に転居した地域の市役所で氏名変更及び住所変更の手続を行った際に国民年金の再加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の夫も結婚直後に申立人が再加入手続を行ったことをうかがわせる旨の証言を行っていることから、昭和 49 年 10 月に再加入手続を行ったとする主張は基本的に信用できる。

また、申立期間②は社会保険庁のオンライン記録では未加入期間となっているが、申立人の年金手帳の記録では、未加入期間ではなく、国民年金の強制加入被保険者期間であったことから、当時の行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人及び申立人の夫からの口頭意見陳述によると、申立人は、申立期間②直後の国民年金の任意加入手続について、記憶がないとしている上、当時の家族状況から、市役所を訪問することが困難であったことが推認できることから、当時、市役所で任意加入手続を行ったとは考え難い。

- 3 申立期間③については、申立人は、第 3 号被保険者制度が創設される際に、市が行った説明会をきっかけに、納付書を使用して国民年金保険料を納付したと主張しているところ、当時申立人が居住していた市において説明会が行われていたことが確認できる上、納付書により保険料を納付することは可能な期間であった。

また、申立人は、保険料をまとめて納付する時に夫に相談したとしているところ、申立人の夫も相談を受けたことを記憶している上、納付したとする金額も当時の保険料額におおむね一致していることから、不合理な点は認められない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 48 年 5 月及び同年 6 月、49 年 10 月から 54 年 2 月までの期間及び 59 年 2 月から 60 年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年11月及び63年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年11月
② 昭和63年1月

私は、勤務先の会社を退職し、再婚したころ、区役所で国民年金の加入手続を行った。その際に職員から、過去に国民年金保険料の未納期間が2、3か所あることを聞いたので、その後、区役所又は金融機関で、その期間の保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②を除き国民年金加入期間の保険料を完納しているなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人は、再婚後に、以前未納となっていた期間の国民年金保険料をさかのぼってすべて納付したと主張しているところ、申立人は、保険料を納付した際の状況について鮮明に記憶している上、その当時同居していたとする申立人の現在の夫も、共済組合に加入しているなど、保険料を納付するだけの資力が十分にあったものと考えられることを踏まえると、納付意欲の高かった申立人が、申立期間①及び②の保険料のみを納付しなかったのは不自然である。

さらに、申立期間①及び②は、共に1か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月から同年 9 月まで

私は、父親及び母親から、会社を退職した際には、国民年金に加入して国民年金保険料を納付するよう厳しく言われていたが、会社を退職した日は日曜日だったことから、翌月曜日に、区役所の 1 階で国民健康保険と国民年金の加入手続を行った。国民年金の加入手続を行った際、区役所の窓口で、保険料の口座振替を勧められたが、転職を考えていたため、納付書による保険料の納付にしたことを憶えており、私が、銀行で 1 か月ごとに納付していた。国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親及び母親から、会社を退職した際には、国民年金に加入して国民年金保険料を納付するよう厳しく言われていたと主張しているところ、その父親及び母親は、申立人に、国民年金の加入及び保険料の納付について厳しく言っていた旨証言している上、その母親は、昭和 39 年 9 月に国民年金に任意加入し、保険料はすべて納付済みである。

また、申立人が退職した日は確かに日曜日だったことが確認でき、申立人は、翌月曜日に区役所の 1 階で国民年金の加入手続を行い、その際に区役所の窓口で保険料の口座振替を勧められたが、納付書による保険料の納付にしたことを憶えているなど、申立期間当時の国民年金の加入手続の状況等を鮮明かつ具体的に記憶している。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付し、厚生年金保険から国民年金への切替手続も複数回適切に行っているなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められ、納付意欲の高

かった申立人が、3か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年2月から同年3月までの期間、45年10月から46年3月までの期間及び59年1月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月から同年3月まで
② 昭和45年10月から46年3月まで
③ 昭和56年6月から58年3月まで
④ 昭和58年4月から61年3月まで
⑤ 昭和61年4月から63年3月まで

私は、昭和43年2月に会社を辞め、私の妻が私の国民年金の加入手続を行った。その後、44年から45年9月までの期間については、就職し厚生年金保険に加入したが、それ以外の期間については、国民年金に加入し妻が保険料を納付した。59年から63年までの5年間については、国民年金保険料額を記入した確定申告書も保管している。申立期間①②③及び⑤が未納、申立期間④の保険料が申請免除期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、それぞれ2か月及び6か月と短期間である上、申立人の妻は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったと主張しているところ、申立人の妻が納付済みになっていることが確認できることから、申立人のみ保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間④のうち、昭和59年1月以降の期間及び申立期間⑤について、申立人は59年から63年までの5年分の所得税確定申告書を保管しており、社会保険料控除欄に記入されている国民年金保険料額は、当

時の夫婦二人分の国民年金保険料額と一致するかほぼ近い金額となっていることから、申立人は、59年1月から63年3月までの期間については、当該申告書のとおり保険料を納付していたものと考えられる。

- 2 一方、申立期間③及び申立期間④のうち、昭和58年12月までの期間について、国民年金保険料を納付したとするその妻からは、保険料額、納付方法等に関する具体的な証言が得られないことに加え、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の特殊台帳の記載からは、昭和56年6月以降の保険料が未納となったことにより納付書が発行されたものの、その後も納付がなく、昭和58年度に申請免除に至ったものと解することもでき、この記録には不自然さはいかたがえなく、申立期間は3年度にわたっていると同時に、申立人の妻についても当該期間は同じ記録となっていることから、夫婦二人に対して行政が続けて事務処理を誤ったとは考え難い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年2月から同年3月までの期間、45年10月から46年3月までの期間及び59年1月から63年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から同年12月までの期間及び61年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年10月から同年12月まで
② 昭和61年2月から同年3月まで

私の両親が、病弱だった私の将来を案じて国民年金に加入した。

国民年金保険料については、私が結婚するまでは両親が納付し、結婚後の昭和48年1月からは、私自身が細心の注意を払い納め忘れのないようにしてきた。

社会保険事務所で6か月分の保険料の納付が認められ記録が訂正されたが、申立期間は保険料の納付が認められていない。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、それぞれ3か月及び2か月と短期間であるとともに、申立期間①については前後の期間は納付済みである上、その直後の期間の保険料を直接区の収納担当者に納付していることが確認でき、その際に申立期間①の保険料が未納であった場合には当該担当者から督促を受け、納付したものと考えるのが自然であることから、申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間②については、社会保険事務所の記録から過年度納付書が作成されたことが確認でき、社会保険事務所から申立人に対して過年度納付書が送付された可能性が高く、長期間に渡り国民年金保険料を納付してきた申立人が、過年度納付書が送付されながら保険料を納付しなかったとは考えにくい。

さらに、申立人は、国民年金加入手続後においては申立期間を除いて未納がなく、第3号被保険者への切替手続も速やかに行っていることから、国民年金に対する意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年12月まで

私は、学校を卒業後に私の父親が経営する会社で働いていたところ、昭和36年に父親が私の将来のことを考えて、市役所で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、父親が市役所で納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が経営する会社で働いていた昭和36年ごろに、父親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立期間当時、一緒に働いていた申立人の兄は、国民年金創設当初に加入手続を行っていることが確認できるものの、本人は国民年金の加入手続について関与しておらず、「父親が経営する会社で加入手続が行われたと思う。」と証言していることから、申立人の国民年金の加入手続も同様に行われていたものと推認できる。

また、申立人が既に廃棄してしまったとする国民年金手帳について、記憶している色や様式は、申立期間当時に発行されていた手帳と合致していることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、申立人が現在所持している年金手帳には、結婚後の転居日についての誤記載が見られることから、申立期間当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性があり、申立期間途中における転居後も従来どおり同じ市役所で国民年金保険料を納付することは可能であったものと推認できる。

加えて、申立期間当時、一緒に働いていた兄は、「弟の国民年金保険料は父親もしくは会社で納付していたはずである。」旨証言している。

その上、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、60歳に到達するまで国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年3月から3年3月まで
② 平成3年8月から同年10月まで

私は、20歳の時学生だったが、母親が市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料については、母親が納付していたはずである。その後、平成5年4月に会社に就職してから、それまで未納となっていた期間の保険料をさかのぼってすべて自分で納付したにもかかわらず、申立期間が未加入又は未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立期間は3か月と短期間である。

また、申立人は、平成5年4月に会社に入社した後に、未納期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているところ、申立期間②の前後の期間の保険料は、同年7月及び同年12月に過年度納付されていることが確認でき、未納期間の保険料をすべて納付しようとしていたとする申立人が、申立期間②の保険料のみ納付しなかったとするのは不自然である。

2 一方、申立期間①について、申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたとする申立人の母親も国民年金の加入手続きの時期や保険料の納付時期、納付場所の記憶が不明確であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明

である。

また、申立人は、20歳の時に申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、平成5年4月ごろと推認できるとともに、申立人の年金手帳には、資格取得日が3年4月1日と記載されていることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年8月から同年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 7 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月から 52 年 3 月まで
② 昭和 52 年 7 月から 54 年 3 月まで

申立期間①及び②の国民年金保険料については、私の妻が夫婦二人分を納付した。妻は保険料の納付方法について、当初の集金人から、順次、納付書による金融機関での現金納付、口座振替による納付へと変えたが、具体的な納付時期や納付金額まではよく憶えていない。

また、妻は、納付書が送付されて来なかったため、保険料の納付を滞らせた時期もあり、その後送付されてきた納付書で夫婦二人分の保険料を一括して 30 万円以上納付した憶えがあるものの、それが申立期間①及び②のものであったかはよく憶えていない。夫婦二人分の保険料を納付してきたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、その直前の昭和 52 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料は、54 年 6 月に過年度納付していることが推認でき、申立期間の直後の昭和 54 年度の保険料は現年度で納付していることが確認できることから、その途中の申立期間は過年度納付が可能であり、しかも 54 年度の保険料よりも安価であることから、申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

2 一方、申立期間①について、申立人の妻も未納となっているほか、申立人の特殊台帳には、申立期間①の途中の昭和 46 年 4 月 1 日時点で申立人が不在であることを確認した記載が見られることから、46 年 4 月から申立

人が転居したと主張する 49 年 11 月までの間は、申立人に保険料の納付書は送付されておらず、納付することができなかったものと推認できる。

また、申立人は、申立期間①については、申立人が転居したと主張する昭和 49 年 11 月以降の期間を含め、国民年金保険料の納付場所、納付方法及び納付金額についての記憶が不明確であり、納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 7 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 1 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 6 月から 58 年 3 月まで
② 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで
③ 昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月まで

私は、昭和 42 年 2 月に国民年金に任意加入した。夫が会社を辞めた時は、厚生年金保険から国民年金への切替手続をし、自分自身は種別変更をするなどし、60 歳まで国民年金に加入を続けて、国民年金保険料を納付した。現在も高齢任意加入し保険料の納付を続けている。昭和 59 年から 63 年の 5 年間は国民年金保険料額を記入した確定申告書も保管している。申立期間①及び③が未納、申立期間②の保険料が申請免除期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和 59 年 1 月以降の期間及び申立期間③について、申立人の夫は 59 年から 63 年までの 5 年分の所得税確定申告書を保管しており、社会保険料控除欄に記入されている国民年金保険料額は、当時の夫婦二人分の国民年金保険料額と一致するかほぼ近い金額となっていることから、申立人は、59 年 1 月から 63 年 3 月の期間については、当該申告書のとおり保険料を納付していたものと考えられる。

2 一方、申立期間①及び申立期間②のうち、昭和 58 年 12 月までの期間について、申立人からは、保険料額、納付方法等に関する具体的な証言が得られないことに加え、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の

保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の特殊台帳の記載からは、昭和 56 年以降の保険料が未納となったことにより納付書が発行されたものの、その後も納付がなく、昭和 58 年度に申請免除に至ったものと解することもでき、この記録には不自然さはうかがえない上、申立期間は 3 年度にわたっているととも、申立人の夫についても当該期間は同じ記録になっていることから、夫婦二人に対して行政が続けて事務処理を誤ったとは考え難い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 1 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年1月から同年6月まで
② 平成4年4月から6年3月まで

私は、結婚した後の昭和51年ごろに、区役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間①及び②の国民年金保険料については、納付書により金融機関で納付した。保険料月額は記憶にないが、申立期間①については、夫が厚生年金保険に加入中のため任意加入した記憶がはっきりとあるので未納にするはずはなく、また申立期間②についても、夫の保険料と一緒に納付したので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、6か月と短期間である上、その前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人の夫の職業には変更はなく、おおむね生活状況に変化は認められないことから、任意加入期間の途中の申立期間①の保険料が未納とされていることは不自然である。

また、申立人が申立期間当時居住していた地域では、申立人の主張どおり納付書により金融機関で保険料を納付することが可能であったことが確認でき、申立内容に特段不合理な点は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金に任意加入した後は、申立期間を除いて未納はなく、保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

2 一方、申立期間②について、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を

一緒に納付したと主張しているが、夫婦二人の保険料が全額免除となっていた申立期間直後の平成6年度については夫のみが保険料を追納していること、及び7年度については夫は現年度納付を行い申立人のみが全額免除となっていることなどの状況が認められ、夫婦二人の保険料の納付行動は必ずしも同様でなかったと考えるのが自然である。

また、申立期間②については、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から同年 5 月までの期間及び 57 年 4 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月から同年 5 月まで
② 昭和 57 年 4 月から同年 8 月まで
③ 昭和 63 年 2 月から平成元年 9 月まで

私は、実家の飲食店を手伝うため、勤務していた会社を昭和 55 年 12 月に退職した。具体的な時期などは分からないが、父親が私の国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料については、父親が納付していたため具体的な納付状況は不明であるが、両親が納付済みの期間については、私の保険料も一緒に納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、2 か月間と短期間である上、申立人は、申立期間の前後の期間は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 56 年 3 月に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、55 年 12 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料をさかのぼって納付していることが確認できることから、その直後の申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間②については、5 か月間と短期間であるとともに、申立人は、申立人の国民年金保険料を申立人の父親が申立人とその母親の分

と併せて集金人に納付していたと主張しているところ、その父親と母親の保険料は同期間について納付済みとなっていることから、申立人のみ保険料が未納とされていることは不自然である。

- 2 一方、申立期間③について申立人は、申立人の父親が保険料を納付していたと主張しているが、申立人は昭和 63 年 2 月から同年 8 月までの期間は父親と別居している上、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親は他界しており、証言を得ることもできないことから、申立期間当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から同年 5 月までの期間及び 57 年 4 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から39年3月まで
② 昭和41年4月から同年12月まで
③ 昭和50年10月から同年11月まで

私は、昭和36年11月ごろ、夫婦で店を開業した直後に集金人から勧められて国民年金に加入した。加入手続及び国民年金保険料の納付は集金人を通じて行ったと思うが、納付金額については、よく憶えていない。

また、夫婦二人分と併せて店の使用人二人も一緒に保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

さらに、申立期間③についても、国民年金に任意加入して保険料を納付していたにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、2か月と短期間である上、申立人は、国民年金に任意加入して保険料を集金人に納付していたとしているところ、申立期間当時、申立人の居住していた市では集金人制度が存在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は見当たらない。

また、申立人は、昭和49年12月に国民年金に任意加入し保険料を納付し続けていたこと、及び申立期間当時、申立人の住所や夫の仕事に変更はなく、生活状況に変化は認められないことから、申立期間の保険料を継続して納付していたと考えるのが自然である。

2 一方、申立期間①及び②について、申立人は、当時、夫婦二人分の国民

年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間の大半は申立人の夫の保険料も未納とされている。

さらに、申立期間当時、申立人夫婦が経営していた店の使用人二人分の国民年金保険料を申立人夫婦の分と併せて集金人に納付したと主張しているが、その使用人の氏名等が特定できないことから、申立期間の保険料の納付に係る証言を得ることができない。

加えて、申立期間①及び②についての国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 10 月から同年 11 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月及び同年11月

私は、昭和54年12月に会社を退職したため、町役場で国民年金の加入手続きを行い、町役場または金融機関で国民年金保険料を納付書で納付した。55年3月に転居した際に、私が国民年金の住所変更手続きを行い、私又は夫が金融機関へ行き、申立期間の保険料を納付書で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年3月に転居した際に、申立人が国民年金の住所変更手続きを行い、申立人又はその夫が金融機関へ行き、申立期間の国民年金保険料を納付書で納付していたはずであると主張しているところ、申立人が現在所持している年金手帳から、申立人は、同年3月に国民年金の住所変更手続きを適切に行っていることが確認でき、申立人が申立期間当時居住していた市では、申立期間当時、納付書により保険料を納付していたことが確認できる上、申立人の夫は、申立人の保険料を金融機関で納付していた旨証言していることから、申立内容と一致する。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められ、納付意欲の高かった申立人が、2か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 47 年 4 月に実家の近くに転居したので、結婚前からの知人でもある婦人会の役員から勧められ、婦人会に入り、国民年金にも加入した。その役員は、国民年金保険料と一緒に付加保険料も納付していたので、私も一緒に付加年金に加入した。私は、国民年金に任意加入した後は、婦人会の集金人に付加保険料を含めて保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 4 月に転居した後、すぐに国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人は、婦人会に入会し、その役員から国民年金の加入を勧められたことなど、国民年金の加入手続を行った当時の状況について、具体的かつ鮮明に記憶している上、国民年金に加入した動機も明確である。

また、申立人は、申立期間当時、婦人会の集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が申立期間から居住している市の広報によると、その当時、婦人会の役員が保険料の徴収を行っていたことが確認できる。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳によると、申立期間は国民年金の未加入期間となっているものの、同手帳には申立期間直前の昭和 47 年 3 月に住所変更手続がなされている上、市の広報によると、その当時、市が被保険者の国民年金手帳を預かっていたことが確認できることを踏まえると、申立人が住所変更手続を行っておきながら、申立期間を未加入のままとしてい

たのは不自然である。

加えて、申立人は、申立期間当時、申立人の夫の給料から国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、その夫の厚生年金保険における標準報酬月額は、申立期間当時、最高等級であったことが確認できることから、申立人は、付加保険料を含めて保険料を納付するだけの資力があったものと考えられる。

その上、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を完納している上、付加保険料も納付するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から46年5月までの期間及び47年8月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年11月から46年5月まで
② 昭和47年8月から同年11月まで

私は、昭和45年11月ごろから叔父の会社で働いていたが厚生年金保険には加入していなかったため、国民年金に加入していた。国民年金保険料は、当時同居していた叔母に預け、その叔母が、叔母夫婦二人分と私の保険料を一緒に納付していた。

平成19年*月に、58歳の「ねんきん定期便」により未納期間があることに気がつき、領収書を持参して社会保険事務所に相談に行った。未納とされていた期間で領収書が残っていた期間は、その時に納付済みに訂正されたが、たまたま領収書が無かった申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②当時、同居していた申立人の叔母が、申立人及びその叔母夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の叔母夫婦の申立期間①及び②の保険料は納付済みである上、その叔母は、「申立人は、私の家から夫の会社に通っていて、昼間はいませんで、私が、私達夫婦の分と一緒に納付していました。領収書と引き替えにお金をもらっていましたから、私達が納付済みなら申立人も納付しているはずです。」と証言している。

また、社会保険庁のオンライン記録及び特殊台帳によると、当初は、未納とされていた申立期間①直後の昭和46年6月から47年3月までの期間及び51年4月から同年5月までの期間の保険料が、申立人が所持していた領収書

により、その後、納付済みに訂正されたことが確認できることから、行政側の記録管理が適切でなかった可能性がある。

さらに、申立期間①は7か月、申立期間②は4か月といずれも短期間である上、申立期間②の前後は納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から同年7月まで

私の妻が、昭和40年ごろに市役所に行った際に、窓口で国民年金に加入しておいた方がよいと勧められ、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その際に、窓口で納付可能な期間の保険料をすべて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ4か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料について、1か月を除きすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年11月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間の国民年金保険料は納付することが可能であった上、申立人が保険料を納付したとする市役所は当時実在し、窓口で保険料を収納していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の妻は、「当時、私が市役所の窓口で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その際に納付可能な期間の保険料はすべて納付した。」旨証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年度にあつては納付済みの3か月を除く9か月及び昭和37年4月から昭和38年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年度のうち納付済みの3か月を除く9か月
② 昭和37年4月から昭和38年3月まで
③ 昭和38年4月から昭和39年3月まで

私は、昭和39年12月に結婚をした時に、母親から昭和36年4月からの国民年金保険料はすべて納付してあるので、これからは自分自身で保険料を納付するようと言われて国民年金手帳を受け取った。

平成9年の基礎年金番号への統合作業の際、社会保険事務所であなたは国民年金をきちんと納めているので基礎年金をすべて受け取れますと言われたことを記憶している。

申立期間①については、納付済みが特定できない上に国民年金保険料が9か月間未納とされていることに納得がいかない。申立期間②が未納とされていること、及び申立期間③の保険料が申請免除期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び申立期間②について、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は昭和35年10月1日とされているとともに、その国民年金手帳記号番号は時期の特定ができないものの、国民年金制度が創設された昭和36年4月までに、申立期間当時、申立人と同居していたその母親及び叔母と連番で払い出されていることが確認できる上、申立期間の国民年金保険料は、

申立人の母親及び叔母が納付済みとされているのに申立人だけが未納とされているのは不自然である。

また、申立期間①について、申立人の特殊台帳の昭和 36 年度の欄には、保険料納付済月数が 3 か月と記載されているのみで、具体的な納付済月が記載されていないことから、行政側の記録管理に不備があった可能性が考えられる。

さらに、申立人は申立期間以外の国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、保険料の納付意欲が高かったことが認められる。

2 一方、申立期間③について、申立期間当時、申立人と同居していたその母親と叔母の国民年金保険料は免除されており、申立人の保険料のみが納付されていた形跡はうかがわれないことから、申立人もその母親及び叔母と共に保険料の免除を受けていたと考えるのが自然である。

また、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとするその親族もすでに他界していることから、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年度にあっては納付済みの 3 か月を除く 9 か月及び 37 年 4 月から 38 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2774

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 58 年 7 月まで

私は、昭和 50 年 4 月に厚生年金保険の未適用の事業所に入社した際に国民年金に加入した。国民年金保険料については、事業所の経理担当者が給料から控除して同僚の分と共に集金人に納付していた。その後、会社は、経営者が交替するなどしたが、国民年金保険料については、従前と同じように経理担当者を通じて納付してきた。

私と同じように国民年金保険料を納付していた同僚は、申立期間が納付済みとなっているのに、私のみが未加入で保険料が未納とされていることに納得が行かない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 58 年 3 月までについて、申立人は、昭和 50 年 4 月に入社した会社の経理担当者に勧められて国民年金に加入し、国民年金保険料を給料からの控除により同僚の分と共に経理担当者が集金人に納付したと主張しているところ、当該同僚の国民年金保険料は、申立期間のうち、50 年 4 月から 58 年 3 月まで納付済みとなっていることから、申立人のみ未加入で未納とされるのは不自然である。

また、その会社の同僚は、「国民年金保険料は、申立人と共に給料から控除されて会社の経理担当者が納付した。」旨証言している。

2 一方、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から同年 7 月までの期間については、申立人が雇用保険被保険者資格を 58 年 3 月 15 日に喪失していることが確認できることから、会社を辞めた後の期間であると推認されるととも

に、申立人の同僚も当該資格を申立人と同日に喪失していることが確認でき、その同僚は 58 年 4 月以降の国民年金保険料は未納となっていることから、申立人も、申立期間のうち、同僚と同様に 58 年 4 月以降の保険料は納付していなかったと考えるのが自然である。

また、申立人が申立期間のうち昭和 58 年 4 月から同年 7 月までの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間及び56年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和56年3月

私は、昭和38年の春ごろ、実家のある町を管轄する社会保険事務所から当時未納であった申立期間①の国民年金保険料を納付するよう手紙が来たので、当時住んでいた市を管轄する社会保険事務所で保険料をまとめて納付したにもかかわらず、申立期間①が未加入とされていることに納得がいかない。

また、私は昭和56年3月に会社を退職した時に、国民年金への切替手続きを行い、夫の国民年金保険料と一緒に申立期間②の保険料を納付したにもかかわらず、夫のみが納付済みとされ、私の申立期間②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和38年春ごろ、実家のある町を管轄する社会保険事務所から当時未納であった申立期間①の国民年金保険料を納付するよう手紙が来たので、申立期間①当時居住していた市を管轄する社会保険事務所で、保険料をまとめて納付したと主張しているところ、38年当時申立人が居住していた市を管轄する社会保険事務所において、ほかの社会保険事務所に係る保険料の収納が可能であったことが確認できる上、申立人が納付したとする金額は、申立期間①の保険料をまとめて納付した場合の保険料額と一致していることから、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立期間①は記録上未加入期間とされているが、申立人の国民年金手帳記号番号が、申立人の実家のある町を管轄する社会保険事務所から、

昭和 36 年 1 月に、申立人の母親及び姉妹と連番で払い出されている上、申立期間①当時、申立人及びその夫は厚生年金保険等の加入歴が無いことから、申立期間①は国民年金の強制加入期間であったと考えるのが合理的である。

さらに、申立期間①直後の昭和 38 年度の国民年金保険料は、昭和 50 年 11 月に特例納付されていることが確認できることから、その時点においては、申立期間①は納付済期間であった可能性がある。

- 2 申立期間②について、申立人は、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人は、申立期間①及び②を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められ、納付意欲の高かった申立人が、1 か月と短期間である申立期間②の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然であることに加え、一緒に納付したとする申立人の夫の申立期間②の保険料は納付済みとされている。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月

私の妻は、私が勤務先の会社を退職した直後の昭和51年2月ごろ、区役所の支所で、夫婦二人分について、国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行った。その後、妻は、自宅へ集金に来ていた国民年金協力員に保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人の妻が、自宅に来ていた国民年金協力員に申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の妻は、申立期間当時の保険料の納付状況について、具体的かつ鮮明に記憶している上、その妻が述べる保険料額は、申立期間当時の保険料額と一致していることから、申立内容に特段不合理な点はみられない。

また、申立人は、勤務先の会社を退職後、再就職するまでの期間について、申立人の妻が、ずっと国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立人は、国民年金に加入後、昭和51年6月に厚生年金保険に再加入するまでの間、申立期間を除き保険料をすべて納付しており、申立人が、加入当初のわずか1か月の保険料のみを納付しなかったのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 9 月から平成元年 10 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月から平成元年 10 月まで

私は、国民年金制度が発足した当初に、友人と一緒に国民年金に任意加入し、その後、60 歳になるまでの間、保険料をずっと納付してきた。その友人は、途中から付加保険料を納付しており、自分よりも受給額が多かったため、私も、社会保険事務所へ行って、さかのぼって付加保険料を納付することができないか窓口で相談した。しかし、女性職員から過去の付加保険料は、納付することができないと言われたので、60 歳からの 1 年分の保険料を付加保険料を含めて納付することにした。その後、61 歳まで保険料を納付したが、それ以降は納付を止めたかったので、再び社会保険事務所へ出向いた。その際、65 歳まで保険料を納付するよう勧められたので、取り止めずに、そのまま保険料を納付し続けた。

私は、60 歳からの 5 年間、受給額を増やすために、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初から 60 歳になるまでの間、国民年金保険料を完納しているなど、保険料の納付意欲は極めて高かったものと認められる。

また、申立人は、申立人の友人が 60 歳以前に付加年金保険料を納付しており、申立人よりも受給額が多かったことから、申立人も、60 歳以降、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付するようになったと述べているなど、60 歳から国民年金に任意加入したとする動機は明確である上、記録上の、64 歳

であった平成元年 11 月に任意加入し、その後 65 歳までの 10 か月のみ、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付したものとするのは不自然である。

さらに、申立人は、任意加入手続を行ったとする 60 歳当時の様子や、その翌年、社会保険事務所の職員から、任意加入を継続するよう勧められたことなど、申立期間当時の国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付状況について、具体的かつ鮮明に記憶している上、申立人の二人の友人も、申立人が 60 歳からの 5 年間、保険料を納付し続けていたことなど、その当時の状況について具体的に証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月

私は、国民年金第3号被保険者の記録に、夫が退職した平成8年3月に空白期間が生じたことを知り、9年2月ごろ、区役所で第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きを行い、1か月分の国民年金保険料を納付した。私は、空白期間の保険料を納付するために、区役所に行き種別変更手続きを行っていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年2月ごろ、区役所で国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人は、種別変更手続きや保険料を納付した際の状況について、具体的かつ鮮明に記憶している上、申立人の所持する年金手帳から、申立期間に係る種別変更手続きがなされていることが確認できるなど、申立内容に特段不合理な点はみられない。

また、申立期間は1回、かつ1か月と短期間であり、申立人は、国民年金加入期間の大半の保険料を納付している上、種別変更手続きも適切に行っているなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月及び同年5月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月及び同年5月

私は、町内会から国民年金についての説明会が農協で行われるとの回覧板が回ってきたので参加して説明会終了後にその場で加入手続を行った。国民年金保険料は、毎月21日だった夫の給料日の直後の22日か23日に集金人に納付してきた。当時の保険料月額は3千円くらいであったと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、2か月と短期間であり、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間の前後を通じて、申立人の住所や夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

また、申立人は、昭和53年3月に国民年金に任意加入すると同時に付加年金にも加入しており、申立期間を除き満60歳までの国民年金保険料は付加保険料も含めてすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

さらに、申立人が納付したとする金額は、申立期間当時の付加保険料を含む保険料月額とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年1月から同年3月までの期間及び57年6月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで
② 昭和57年6月から同年7月まで

私(申立人の妻)は、夫が知人から国民年金の加入を勧められたので、昭和36年に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その後、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。また、申立期間②当時も、口座振替により保険料を納付していた。

申立期間①のうち、昭和36年4月から40年12月までの期間が未加入とされている上、41年1月から同年3月までの期間及び申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和41年1月から同年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者における国民年金被保険者の資格取得日及び申立人の国民年金手帳の発行日から、申立人が41年1月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推認できるところ、申立人は、申立期間①以後、申立期間②及び申請免除期間等を除き、国民年金加入期間の保険料を完納していることから、納付意識の高かった申立人が、国民年金の加入手続を行っておきながら、当初の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、申立期間②について、申立人の妻は、口座振替により国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間②は、2か月と短期

間である上、申立期間②の前後の保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及び仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②の保険料が未納とされているのは不自然である。

- 2 一方、申立期間①について、申立人の妻は、当初、集金人に申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張していたが、その後、別の方法により加入手続を行ったかもしれないと述べるなど、加入当時における申立人の妻の記憶は曖昧^{あいまい}であることから、申立人の国民年金の加入状況は不明確である。

また、申立人の国民年金手帳及び申立期間①当時居住していた市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金被保険者の資格取得時期が昭和 41 年 1 月となっていることから、申立期間①のうち、36 年 4 月から 40 年 12 月までの期間は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間①のうち、昭和 36 年 4 月から 40 年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 57 年 6 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年4月まで
② 昭和42年8月から43年2月まで
③ 昭和57年4月から同年7月まで

私は、夫が知人から国民年金の加入を勧められたので、昭和36年に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その後、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。その後、共済組合に加入したものの、しばらくしてその共済組合を脱退したので、再び国民年金保険料を納付するようになった。また、申立期間③当時も、口座振替により保険料を納付していた。

私は、申立期間①及び②が未加入とされている上、申立期間③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立人は、口座振替により国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間③は、4か月と短期間である上、申立期間③の前後の保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及びその夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間③の保険料が未納とされているのは不自然である。

2 一方、申立期間①について、申立人は、当初、集金人に国民年金の加入手続を行ったと主張していたが、その後、別の方法により加入手続を行ったかも知れないと述べるなど、加入当時における申立人の記憶は曖昧であることから、国民年金の加入状況は不明確である。

また、申立期間②について、申立人は、共済組合から国民年金への切替
手続を行った記憶はないと述べるなど、申立期間②当時の国民年金への切
替手続の状況及び国民年金保険料の納付状況は不明確である。

さらに、申立人の国民年金手帳及び申立期間①及び②当時居住していた
市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金被保険者
の資格取得時期が昭和 43 年 3 月となっていることから、申立期間①及び
②は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間であ
る。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す
関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに同期間の保険料を納付
していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、
昭和 57 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料を納付していたものと
認められる。

神奈川国民年金 事案 2782

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年2月及び同年3月

私は、昭和58年に国民年金に加入した。国民年金保険料については、加入直後から口座振替により納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ2か月と短期間である。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、口座振替を利用するなど、保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年7月から同年11月まで

私は、結婚してしばらくしてから、区役所に行った際、窓口の男性職員から、「サラリーマンの妻は国民年金に加入しなくても良い。」と言われて大変驚いたことを憶えており、その場で国民年金の資格喪失手続きを行った。私は、国民年金を資格喪失するまでの期間の国民年金保険料は納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ5か月と短期間である。

また、申立人は、区役所で国民年金の資格喪失手続きを行った際に、窓口の担当者から未納期間について言及されていないと主張していることから、当時、申立期間の国民年金保険料は納付されていたと考えても不自然ではない。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、国民年金の被保険者の種別変更手続きを適切に行っていることが確認できることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から同年3月まで

私は、昭和45年に結婚した際、私の夫に勧められて国民年金の加入手続きを行い、夫か私が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。申立期間の国民年金保険料を一緒に納付した私の夫の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ3か月と短期間である。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の住所やその夫の仕事に変更はなく、生活状況に特段の変化は認められないことから、申立期間が未納とされているのは不自然である。

さらに、国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫については、申立期間の保険料が納付済みとなっている。

加えて、申立人は、国民年金の定額保険料に加え、付加保険料を納付している期間も確認できることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から同年6月まで

私は、会社を退職して一週間ほどしてから区役所に行き、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、妻が夫婦二人分を一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ3か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、申立人の妻の申立期間の保険料は納付済みとされている上、その妻は、「国民年金保険料については、転居前は区出張所で納付し、転居後は自宅に来るようになった集金人に納付しており、いつも夫婦二人分を一緒に納付していた。」旨証言している。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、種別変更手続を適切に行っているなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 5 月から 46 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月から 46 年 3 月まで

私は、国民年金の受給資格を得るため、昭和 54 年及び 55 年に、4 回に分けて金融機関で国民年金保険料を特例納付したが、平成 17 年の年金裁定請求時に、厚生年金保険の脱退手当金を支給された期間と国民年金の特例納付をした期間との重複が判明し、重複期間の保険料は還付された。

これは、市役所において適切な説明がされず、厚生年金保険被保険者記録の確認を怠ったことが原因である。還付金は返納するので、重複して特例納付した期間を本来納付済みとされるべきであった申立期間の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記録については、平成 17 年 4 月に厚生年金保険被保険者期間と国民年金被保険者期間を記録統合するまでは、重複期間は国民年金の強制被保険者期間として記録され、第 3 回特例納付によって納付済みとされていたが、この記録統合によって、本来国民年金に加入できない厚生年金保険の脱退手当金を支給された期間であると判明したため、重複期間の保険料は平成 17 年 6 月に還付されている。

しかしながら、申立人は、昭和 54 年及び 55 年に、第 3 回特例納付において昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで、48 か月分の保険料を納付した記録となっているものの、当該期間のうち、36 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 37 年 2 月から 40 年 3 月までの期間（計 47 か月）は、厚生年金保険の脱退手当金を支給された期間であり、特例納付の対象ではなかったことを踏まえると、申立人は、当時、特例納付の対象期間であった 42 年 5 月から 46 年 3 月

までの保険料（計 47 か月）を納付したものと考えるのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 59 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 59 年 10 月から同年 12 月まで

私は、昭和 48 年 6 月に会社退職後、区役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、それぞれ 3 か月と短期間である。

また、申立期間①及び②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から同年12月までの期間及び40年7月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月から同年12月まで
② 昭和40年7月から41年3月まで

私は、時期は記憶していないが、町役場で夫婦二人分の国民年金の加入手続きを行った。その際に、窓口の職員から、「国民年金保険料を納付しておかないと将来年金をもらえなくなる。」と言われたため、私が何回かに分けて夫婦二人分の国民年金保険料を役場の窓口で納付書を使って納付した。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、それぞれ3か月及び9か月と短期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年12月ごろに払い出されていることが確認できることから、この時点で申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することは可能であった。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間①及び②に近接する昭和40年1月から同年6月までの期間について、平成21年2月26日に未納から納付済みに記録が変更されていることが確認できることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

加えて、申立人は、申立期間①及び②を除く国民年金加入期間について保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月及び同年3月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月及び同年3月

私は、自宅に市役所の人に来て、国民年金の加入を勧められたので、国民年金の任意加入手続と一緒に付加年金の加入手続も行った。その後、付加保険料を含めて国民年金保険料をすべて納付しているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の前後の国民年金保険料は、付加保険料を含めて納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及びその夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間は1回、かつ2か月と短期間であり、申立人は、国民年金に任意加入後、国民年金保険料を完納している上、付加保険料も納付するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 50 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 44 年 3 月に勤務していた幼稚園を退職後、親の勧めもあって、国民年金に加入し、すぐに保険料を納付し始めた。申立期間①及び②当時は、自宅に来ていた集金人に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、保険料を納付した際の状況について、鮮明に記憶している上、申立人が申立期間①及び②当時居住していた市において、その当時、集金人制度が存在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間①及び②の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及びその夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間①及び②は、共に 3 か月と短期間であり、申立人は、申立期間①及び②と加入当初の 1 か月を除き国民年金保険料をすべて納付しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格喪失日に係る記録を昭和24年9月1日に、同社本社における資格喪失日に係る記録を29年3月1日に、同社C作業所における資格喪失日に係る記録を31年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、24年2月から同年8月までは2,400円、28年2月から29年2月までは5,000円、同年10月から31年3月までは9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の昭和24年2月から同年8月までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

また、事業主は申立人の昭和28年2月から29年2月までの期間及び同年10月から31年3月までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年2月28日から同年9月1日まで
② 昭和28年2月1日から29年3月1日まで
③ 昭和29年10月1日から31年4月1日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、昭和24年2月28日から同年9月1日まで、28年2月1日から29年3月1日まで及び同年10月1日から31年4月1日までの厚生年金保険の記録が欠落している。

しかし、A社には昭和22年4月1日に入社し、38年2月20日に退職するまで継続して勤務しており、辞令の写しを提出するので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していたA社の辞令及び上司の証言から判断すると、申立

人が継続して同社に勤務し（昭和 24 年 9 月 1 日に A 社 B 出張所から同社 D 営業所に異動、29 年 3 月 1 日に同社本社から同社 C 作業所に異動、31 年 4 月 1 日に同社 C 作業所から同社 E 出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の記録から、申立期間①は 2,400 円、申立期間②は 5,000 円、申立期間③は 9,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付したか否かについては、A 社は既に解散している上、事業主とも連絡が取れず、申立期間①については、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②及び③については、申立期間に行われるべき事業主による厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や申立てどおりの資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を提出し、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和29年9月25日から同年12月25日までの期間について、事業主は、申立人が同年9月25日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年12月25日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月から27年5月まで
② 昭和28年11月から30年5月まで

社会保険庁の記録によると、A炭鉱及びB社の記録が無いが、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、同期間のうち、昭和29年9月25日から同年12月25日までの期間については、社会保険事務所が保管するC社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日（昭和6年3月1日）の異なる基礎年金番号に未統合の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

また、上記名簿により、申立人はA炭鉱退職後に一緒にB社に就職したとする同僚もC社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人は、「C社の事業主は、B社の事業主の兄である。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管する、申立人がB社の後に勤務したとするD社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人はD社においても、異なる生年月日（昭和6年3月3日）で届出してい

ることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は申立人の厚生年金保険の被保険者記録であり、C社の事業主は、申立人が昭和29年9月25日に被保険者資格を取得し、同年12月25日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する被保険者名簿から昭和29年9月から同年11月までは1万2,000円とすることが必要である。

一方、申立期間①について、申立人が名を挙げた同僚3名の氏名が社会保険事務所の保管するA炭鉱の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において確認できる上、聴取することができた同僚が「申立人と同様に坑内員として勤務した。」と証言していることから、申立人が同炭鉱に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が同時期に入社したとする同僚がA炭鉱で被保険者資格を取得したのは昭和27年1月4日である。

また、申立人が名を挙げた同僚3名のうち2名は連絡先不明であり、申立てに係る証言を得ることができない。

さらに、A炭鉱は昭和29年10月25日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の連絡先は不明であることから、申立てに係る証言を得ることができず、当時の資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）も無いことから、申立人の厚生年金の適用状況及び給与からの保険料の控除を確認することができない。

申立期間②のうち、昭和28年11月から29年9月25日までの期間については、B社は申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、商業登記簿においても所在を確認できないため、事業主及び同僚の連絡先が不明であり、申立人が名を挙げた同僚も連絡先が不明であることから、申立てに係る証言を得ることができない。

また、社会保険事務所が保管する、申立人がB社の社長の兄が経営していたとするC社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿においても、昭和29年9月25日から同年12月25日までの被保険者記録以外は、申立人の記録を確認できない。

さらに、C社は昭和35年11月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も既に亡くなっているため、申立てに係る証言を得ることができず、当時の資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）も無いことから、申立人の厚生年金の適用状況及び給与からの保険料の控除を確認することができない。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、44年5月から同年10月までは6万円、44年11月から45年4月までは10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から45年5月1日まで
社会保険庁の記録によると、昭和44年5月1日から45年5月1日までの厚生年金保険被保険者記録が欠落しているが、当該期間はA社に在籍していたため、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元同僚及び元経理担当者の証言から判断すると、申立人が申立期間に継続して申立てに係るグループ会社に勤務し（昭和44年5月1日にA社から関連会社であるB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、社会保険事務所の記録から、B社は昭和45年5月1日に厚生年金保険法の適用事業所となったことが確認できる上、申立期間もA社から継続して給与が支給されていたとの元経理担当者の証言があることから、申立人のA社における資格喪失日を昭和45年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と交代でB社からA社に転勤した前任者の社会保険事務所における昭和44年5月資格取得時の記録により、44年5月から同年10月までは6万円、44年11月の標準

報酬月額等級の改定により、44年11月から45年4月までは10万円することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所がこれを記録しないと考えることから、事業主が、昭和44年5月1日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る44年5月から45年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年5月1日から35年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を33年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、33年5月から35年4月までは1万8,000円、35年5月から同年7月までは2万2,000円、35年8月から同年10月までは2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月1日から35年11月1日まで

私は、B 渉外労務管理事務所にて在籍し、鉄道貨物及びトラック輸送の計算書作成をしていた。その後、入札により仕事の移管が行われたため、同事務所からA社に移ったが、申立期間中はB 渉外労務管理事務所から給与が支払われていたはずである。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 渉外労務管理事務所における申立人の人事記録及び同僚の証言により、申立人は、昭和33年3月1日にB 渉外労務管理事務所から、A社に移り継続して勤務していたことが認められる。

さらに、申立人と同様に、B 渉外労務管理事務所からA社に移った46名の同僚の記録を調べたところ、45名が昭和33年5月1日にA社において資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和33年5月1日から35年11月1日までの期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間のうち、昭和33年3月1日から同年5月1日までの期

間については、上述のとおり、申立人と同日にA社に入社した45名の資格取得日は昭和33年5月1日となっており、当該期間については被保険者となっておらず、このほか、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、認めることはできない。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同日にA社に移った同僚の標準報酬月額から、昭和33年5月から35年4月までは1万8,000円、35年5月から同年7月までは2万2,000円、35年8月から同年10月までは2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており当時の事業主の所在も不明であることから確認することができないが、申立てどおりの資格取得届や、申立期間に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主が昭和35年11月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る33年5月から35年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成6年11月から7年9月までは44万円、7年10月は41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成6年11月1日から7年11月1日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務していた平成6年11月1日から7年11月1日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が9万8,000円となっているが、申立期間の給与は約44万円であった。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年11月から7年9月までは44万円、7年10月は41万円と記録されていた。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年11月1日以降の同年11月13日に、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が、9万8,000円に引き下げられていることが社会保険庁のオンライン記録で確認できる上、申立人と同様に27名の標準報酬月額が一律9万8,000円にさかのぼって引き下げられており、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成6年11月から7年9月までは44万円、7年10月は41万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち平成8年6月1日から同年12月31日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、平成8年12月31日から9年3月7日までの期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年3月7日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年6月1日から同年12月31日まで
② 平成8年12月31日から9年3月7日まで

私は、A社に平成4年11月1日に入社し9年3月6日に退職したが、申立期間当時の給与月額は47万円前後だった。

しかし、社会保険庁の記録では標準報酬月額が9万2,000円となっており、また、退職日より2か月余りさかのぼった資格喪失日となっていることから記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初47万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年12月31日）以降の9年4月30日に、さかのぼって9万2,000円に減額されている上、事業主についても申立人と同様に、遡^{そきゆう}及して標準報酬月額が減額されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当該事務処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申

立期間①の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 47 万円に訂正することが必要であると認められる。

申立期間②については、社会保険庁のオンライン記録によれば、当該事業所は平成 8 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理がなされているが、申立人が 8 年 12 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したとする旨の処理は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の 4 か月後の 9 年 4 月 30 日に行われていることが確認でき、かつ、申立人の雇用保険被保険者記録によると申立人の A 社における離職日は 9 年 3 月 6 日となっており、申立人が同社において継続して勤務していたことが認められ、適用事業所でなくなったとされた日以降も、同事業所が適用事業所の要件を満たしていたものと認められることから、適用事業所に該当しなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である平成 9 年 3 月 7 日であると認められることから、資格喪失日を同日に訂正し、8 年 12 月から 9 年 2 月までの標準報酬月額を 47 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和42年10月9日から43年1月1日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日の記録を昭和43年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月9日から43年1月1日まで
② 昭和43年5月1日から同年9月1日まで

私は、昭和34年6月1日にA社に入社した後、同社のグループ企業であるB社に出向を命ぜられ、その後43年4月30日まで勤務しており、その間中断することなく給与の支払いを受け、社会保険料を控除されていたが、社会保険庁の記録では、申立期間①について厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、当該期間についても被保険者であることを認めてほしい。

また、昭和43年5月1日から53年5月26日まで、C社に勤務していたが、社会保険庁の記録では、申立期間②について厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、当該期間についても被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び当時の上司の証言から判断すると、申立人はA社グループに継続して勤務し（昭和43年1月1日にA社からB社に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭

和 42 年 9 月の社会保険事務所の記録から、4 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、A 社が保管する申立人に係る被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和 42 年 10 月 9 日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 10 月から同年 12 月までの保険料の納入告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②について、申立人が C 社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録並びに事業主及び同僚の証言から確認ができる。

しかし、C 社は昭和 43 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、昭和 43 年 9 月 1 日より前から勤務していた同僚の証言によれば、申立期間②当時は従業員が 5 名未満であることが確認でき、事業主は「昭和 43 年 9 月 1 日に厚生年金保険に加入したのは、従業員数が加入しなければならない人数に達したためである。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月1日から8年11月30日まで
私が、A社に勤めていた申立期間の給与は月額50万円であったのに、この期間の標準報酬月額が9万2,000円に引き下げられていることが分かったので調査し訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた申立期間の確定申告書及び給与明細書から、申立人はその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年11月30日の後の9年5月26日に、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が50万円から9万2,000円に引き下げられているが、社会保険事務所において、このようなさかのぼった標準報酬月額の減額訂正を行う合理的理由は見当たらない。

また、申立人はA社の商業登記簿謄本から同社の取締役であったことが確認できるが、当時の代表取締役は、「社会保険手続は、申立人ではなく経理担当役員が行っていた。」と供述しており、申立人が当該減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額である50万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年12月1日から12年12月25日まで
社会保険庁の記録では、平成10年12月1日から12年12月25日までの標準報酬月額が9万2,000円となっているが、申立期間当時は、50万円程度の給与をもらっていたので、記録訂正される前の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成12年12月25日の後の同年12月27日に、申立人の標準報酬月額が10年12月にさかのぼって9万2,000円に引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社の商業登記簿謄本から、申立人は同社の取締役であったことは確認できるが、申立人は同社本社から遠く離れた同社B支店で技術営業の責任者としての取締役であったと主張している上に、同社の事業主も記録訂正処理については知り得る立場ではなかったと証言していることから、申立人が当該標準報酬月額の訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額である50万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年1月1日から9年3月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を44万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち平成13年7月1日から14年5月31日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間について、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年1月1日から9年3月1日まで
② 平成13年7月1日から14年5月31日まで

申立期間①について、平成9年3月1日に会社が厚生年金保険を脱退したことは知っていたが、標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることなど全く知らなかった。

また、申立期間②については、標準報酬月額が32万円となっているが、妻が付けていた家計簿によると、44万円が正しいと思う。申立期間の標準報酬月額を、正しい額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録において、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する44万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成9年3月1日）の後の同年3月5日付けで、さかのぼって9万8,000円に引き下げられている上、申立人を除く11名についても申立

人と同様の訂正処理が行われていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようなさかのぼった訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間①において標準報酬月額の有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 44 万円とすることが必要である。

申立期間②について、申立人が提出した当時の A 社の給与明細書を転記した家計簿から、申立人は申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、申立期間②については、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②の標準報酬月額については、申立人が提出した家計簿において確認できる保険料控除額から、44 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料等が無く不明としているが、申立人が提出した家計簿において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が平成 13 年 7 月から 14 年 4 月までの申立期間②の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、同資料で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和20年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を90円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月21日から同年11月1日まで

私は昭和15年4月1日に、A社に入社し、定年退職するまで、一貫して同社に勤務していた。申立期間は、昭和20年8月ごろに復員後、すぐに同社B支社に配属され勤務していた時期であり、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずであるので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書及び人事記録から判断すると、申立人がA社B支社に昭和20年9月21日から勤務し（昭和20年9月21日に同社本社から同社B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和20年11月の社会保険事務所の記録から90円とすることが妥当である。

なお、事業主による申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 23 年 4 月 1 日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年 10 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、当該期間に係る船員保険被保険者資格の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については 1,200 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 10 月 1 日から 23 年 3 月 1 日まで
② 昭和 23 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
③ 昭和 25 年 5 月 20 日から 26 年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。

私は、昭和 21 年 10 月から 23 年 9 月まで、B 社 C 支店に所属する A 丸で操舵手として海産物の運搬に従事していた。

また、25 年 5 月から 26 年 4 月まで、D 社 E 営業所に確かに勤務しており、申立期間の被保険者記録が無いのは納得いかないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、社会保険事務所が保管する A 丸の船員保険被保険者名簿及び社会保険庁が保管している申立人の船員保険被保険者台帳から、申立人が、当該期間に、A 丸の操舵手として乗船し、勤務を継続していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 23 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得した旨の届出及び同年 10 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められることから、当該期間に係る船員保険被保険者資格の資格取得日及び資格喪失日に係る記

録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は社会保険事務所の昭和 23 年 3 月の記録から 1,200 円とすることが妥当である。

申立期間①について、社会保険事務所が保管する船舶所有者名簿によると、A丸を所有するF社が船員保険の適用事業所となったのは、昭和 23 年 3 月 20 日であり、申立期間①当時は、船員保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人が一緒に乗船したと述べている船長及び他の乗組員全員が、申立人が被保険者になった日と同日に被保険者となっていることが、A丸の船員保険被保険者名簿で確認できる。

このほか、申立人が申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間③について、申立人がD社E営業所で勤務していたことは、申立内容と同僚の証言から推認できる。

しかし、申立期間③当時の厚生年金保険の適用について、申立人がD社E営業所に一緒に入社したと供述している同僚が、「私は、申立期間③当時、日雇いのアルバイトでトラックの上乗りをしていたが、同社での見習期間が長年続いた後、社員となり定年まで勤務した。しかし、申立人は、その見習期間に運転士として勤務したが、長くは勤務しなかった。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立てに係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1日から同年7月1日まで
私は、昭和43年10月から47年12月までA社に継続して勤務していたが、同社D支店から同社C支店に転勤した直後の3か月が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の在籍期間証明書及び同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和45年4月1日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和45年7月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 4 月 1 日から 3 年 12 月 31 日まで

社長から保険料が未納になったと話があったが、標準報酬月額の訂正は聞いていない。社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録では、申立期間の標準報酬月額が引き下げられているが、納得できないので、調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録においては、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する 41 万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 3 年 12 月 31 日）の後の 4 年 2 月 15 日付けで、遡及して 8 万円に引き下げられており、このような訂正処理が申立人を含む 3 名について行われていることが確認できるが、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社の商業登記簿謄本から、申立人は同社の取締役であったことが確認できるが、同僚は、「社会保険事務について、申立人は権限が無かったと思う。」と供述しており、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た 41 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月1日から4年9月18日まで
社会保険庁の記録では、A社における厚生年金保険被保険者期間のうち、平成3年9月1日から4年9月18日までの標準報酬月額が同年10月14日に53万円から9万2,000円にさかのぼって引き下げられている。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、A社が、厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年9月18日）の後の4年10月14日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が53万円から9万2,000円に減額訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所においてこのようなさかのぼった記録の訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社の閉鎖事項全部証明書により、申立人は当該事業所の代表取締役であったことが確認できるものの、同社は、当該訂正処理が行われた平成4年10月14日より前の同年10月7日に破産宣告を受け、破産管財人が選任されていることが確認できる。

さらに、申立人は、「標準報酬月額の訂正届を出した覚えは無い。」と主張しており、当該訂正処理がA社の破産宣告後に行われ、代表取締役である申立人は既に同社における社会保険に係る事務の権限が無かったことを考えあわせると、申立人が、当該訂正処理に関与できたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から53万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年7月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月31日から同年10月1日まで

私は、昭和37年8月にA社に入社して以来、39年10月1日に退職するまで、一貫して同社で勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録においては、同社が移転した38年7月31日に被保険者資格を喪失し、同年10月1日に再度被保険者資格を取得したことになっている。

申立期間は、A社の事務所移転であり勤務は継続しているので、この期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社が移転のために厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和38年7月31日と同日に被保険者資格を喪失し、移転後、同社が改めて適用事業所となった同年10月1日に再度被保険者資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚は、「申立人は、申立期間についても、A社で勤務していた。」と供述している上、事業所の移転について、申立人の供述と複数の同僚の供述は一致している。

また、申立期間前後にA社において被保険者記録のある全15名について照会したところ、5名から回答があり、全員が「私は申立期間も同社に勤務していた。被保険者記録は無いが、その間も厚生年金保険料は給与から控除されていた。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年6月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、昭和38年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、同年10月1日に再び適用事業所となっており、申立期間の適用事業所としての記録が無い。しかし、複数の同僚の供述から、申立期間に同社に勤務していた者は15名存在することがうかがえ、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において、適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川厚生年金 事案 1641

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和22年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を300円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月25日から同年3月1日まで

私は、昭和22年3月にA事業所から、同系のB事業所へ転勤した。社会保険庁の記録ではA事業所の資格喪失日が同年1月25日となっているが、1月分と2月分の給料明細書からは厚生年金保険料が控除されているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料明細書及び申立人の供述により、申立人が申立てに係る系列会社に継続して勤務し（昭和22年3月1日にA事業所からB事業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料明細書の保険料控除額から300円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る、標準報酬月額を平成5年4月から6年10月までの期間については53万円、6年11月から7年2月までについては56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から7年3月31日まで

私は、申立期間当時、社会保険庁の記録では、平成5年4月1日から7年3月31日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が36万円となっているが、申立期間の給与は55万円であったはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年4月から6年10月までの期間については53万円、同年11月から7年2月までの期間については56万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった7年3月31日の後の同年4月21日に、さかのぼって36万円に引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようなさかのぼった標準報酬月額の減額訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社から債務整理の委任を受けた弁護士は、「役所（社会保険事務所）で社会保険の未納分が無くなると言われたので、標準報酬月額を減額訂正した。」と証言している。

さらに、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、A社の取締役であったことが確認できるが、代表取締役及び取締役は、「申立人は、社会保険事務について、知り得る立場にいなかった。」と証言しており、同僚1名は、「申立人は、社会保険事務の決定権はなかつ

た。」としていることから、申立人が当該訂正処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額である平成5年4月から6年10月までの期間は53万円、6年11月から7年2月までの期間は56万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成5年11月から6年10月までは53万円、同年11月及び同年12月は59万円、7年1月から同年8月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から7年9月28日まで
私は、A社が昭和43年に設立された当時から勤務しており、以来、この会社がなくなるまで現場一筋で働いた。申立期間の標準報酬月額が極端に下がっているのは納得がいかない。調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録においては、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する平成5年11月から6年10月までは53万円、同年11月及び同年12月は59万円、7年1月から同年8月までは50万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成7年10月31日）の後の同年11月30日付けで、さかのぼって9万2,000円に引き下げられている上、申立人を除く3名（うち役員2名）についても申立人と同様の訂正処理が行われていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、登記簿謄本から、申立人がA社の取締役であったことは確認できるが、事業主に照会したところ「社会保険事務所に対する訂正処理の手続や書類の作成は自分が行った。」と回答しており、さらに、取締役であった1名は、「社会保険などの事務手続は出入りの会計事務所が行っていた。A社は社長以下みな技術屋で事務を担当する者はいなかった。当然申立人も社会保険の事務には携わっていなかった。」と回答していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有

効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年11月から6年10月までは53万円、同年11月及び同年12月は59万円、7年1月から同年8月までは50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から5年10月1日まで
平成4年3月1日から5年10月1日までの厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、標準報酬月額が12万6,000円に訂正されている。

しかし、給与明細書を確認すると申立期間当時手取りで17万円以上の給与となっており、標準報酬月額を遡及訂正することも聞かされていない。よって正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、22万円と記録されていたところ、申立人のA社における被保険者資格喪失日である平成5年10月1日の後の6年3月29日付けで、遡及して12万6,000円に減額されている上、申立人と同じ仕事に従事していた社員についても、申立人と同様に、遡及して標準報酬月額の減額がされていることが確認できる。

また、申立人から提出のあった申立期間の給与明細書によれば、当該期間の厚生年金保険料控除額を基に計算した標準報酬月額は、訂正前の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該事務処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た22万円に訂正することが必要である。

神奈川県国民年金 事案 2791

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 9 月から 56 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月から 56 年 7 月まで

私は、会社に勤務した昭和 56 年 8 月ごろに、区役所の窓口職員から「今なら国民年金保険料を 10 年間さかのぼって納付できる。」と言われたことから、後日預金をおろして区役所の窓口で申立期間の保険料を納付した。私は、間違いなく保険料を納付しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、昭和 63 年 1 月から平成元年 3 月までの期間及び同年 8 月から 2 年 8 月までの期間を申立期間としていたが、昭和 56 年 8 月ごろに申立期間の国民年金保険料を納付をしたと主張して、申立期間を 45 年 9 月から 56 年 7 月までの期間としていることから、申立内容が変遷しており、記憶が不鮮明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を 10 年間さかのぼって納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 63 年 2 月から同年 3 月は特例納付の実施期間でないことから、その時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間当時から同一区内に居住し続けており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間以外にも国民年金保険料の未納期間が散見される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から4年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から4年2月まで

私は、昭和63年9月にA国から帰国した。姉が国民年金に加入していたことから、私も将来のことを考えて、平成2年1月に市役所で国民年金の加入手続を行った。その後、引越時に年金手帳を紛失したので、4年3月に市役所で年金手帳を再発行してもらった。申立期間が未加入とされ保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年に国民年金の加入手続を行った後に年金手帳を紛失したため、4年3月に市役所から再発行を受けたことにより、年金手帳における「初めて被保険者となった日」が「平成4年3月11日」と記載されたと主張しているが、申立人の所持する年金手帳には、再発行であることが明記されているものの、その住所欄には4年3月当時の住所の記載は無く、8年3月から同年8月まで居住していた住所が記載されていることから、この年金手帳は、8年3月から同年8月の間に再交付されたと考えるのが自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿及び直前の任意加入被保険者の資格取得日から4年3月以降に払い出されていることが確認でき、同一市内で、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このことから、申立人は4年3月にA国から帰国後に加入手続を行い、紛失前の国民年金手帳の交付を受けたと推認され、申立期間は未加入期間であったものと考えられることから、国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確

定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 50 年 3 月まで

私は、会社を辞めてしばらくして実家で母親と同居した。昭和 32 年 4 月から 38 年 3 月までの厚生年金保険加入期間の脱退手当金を受け取っていたことについて、母親に叱られたことから、近くの区役所で国民年金の加入手続を行った。手続時に窓口の職員にさかのぼって 36 年 4 月から加入できると言われたので、国民年金保険料をそのとおりにさかのぼって納付したはずである。

昭和 51 年 6 月、再就職のため区役所で国民年金被保険者資格の喪失手続を行った際に、男性職員が帳簿を見て国民年金保険料を全部納付済みであることを確認してくれた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入時に、区職員から昭和 36 年 4 月までさかのぼって国民年金保険料を納付できると言われたことから、そのとおり納付したとしているが、申立人が加入手続を行ったとする 39 年 6 月から 40 年にかけては、少なくとも 36 年度の保険料は時効により納付することが不可能である上、36 年から 38 年 2 月までの厚生年金保険の脱退手当金を受け取った期間について、国民年金保険料を納付することは制度上、認められなかったことから、申立人の主張は不自然である。

また、申立人は、昭和 39 年に区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立期間のうち、46 年以前にあっては、国民年金保険料の納付方式は印紙検認方式であったことから、国民年金手帳が必要であったが、申立人は、現在所持する 49 年以降に発行された様式の手帳以外に交付を受け

た憶えはないとしており、申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人が加入したとする年の前年である昭和 38 年 6 月から 42 年 12 月までの国民年金手帳記号番号払出簿の調査によっても、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から昭和 50 年 8 月 29 日と推認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 7 月及び 52 年 12 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 7 月
② 昭和 52 年 12 月から 61 年 3 月まで

私は、勤務先の会社を退職した直後の昭和 52 年 12 月に、区役所で国民年金の加入手続を行った。その後、同区役所で国民年金保険料を納付し続けていたにもかかわらず、申立期間①及び②が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、国民年金保険料を納付したと思うが、どのように保険料を納付したかまでは分からないと述べている。

また、申立人は、申立期間②について、区役所で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が述べる場所に同区役所が移転したのは昭和 58 年であることが確認できる上、申立人は、保険料を納付書により納付していたかはっきり憶えていないと述べるなど、申立期間②当時の保険料の納付状況は不明確である。

さらに、申立人は、昭和 50 年 4 月に厚生年金保険に加入した時にももらった年金手帳以外に年金手帳を所持したことがないと述べているところ、その年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、61 年 7 月ごろに払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情もうかがわれない。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年9月から11年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年9月から11年4月まで

私は、平成10年9月に離婚が成立しないまま転居したが、市役所で転入手続を行った際に窓口の職員から勧められて、国民年金の加入手続を行った。手続後に納付書が送られてきたので金融機関等で納付していた。後日、離婚が成立するまでの期間は3号被保険者期間であることを知ったが、第1号被保険者として保険料を納付していたにもかかわらず、当該期間の納付記録がないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年9月に市役所で転入手続をした際、窓口の職員に勧められ国民年金の種別変更手続を行ったと主張しているが、申立人の住民票の記録では、申立人が転入手続を行った時期は11年5月17日となっていることから、申立内容と一致しない。

また、申立人は、種別変更手続後に納付書が送られてきたので、金融機関等で納付していたと主張しているが、申立人が所持する年金手帳では、「被保険者の種別等の変更があった日」が、平成11年4月14日と記載されていることから、申立期間は1か月を除き第3号被保険者期間であり、当該期間について、国民年金保険料の納付書が発行されていたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 8 月から 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月から 48 年 3 月まで

私は、高校卒業後、父親に請われて家業を手伝い始め、父親から国民年金の加入手続をしたと聞いた。時期は特定できないが、自宅兼事務所に集金人が来て国民年金保険料を納付していたことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人自身は当該手続等に直接関与しておらず、その父親は既に他界しており、ほかに申立期間について保険料を納付していたことを証言する者も存在しないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の具体的納付状況が不明である。

また、申立人と申立人の弟の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されたことが確認でき、両人の国民年金への加入手続は、前後の任意加入被保険者の資格取得日の記録から、昭和 48 年 10 月から 49 年 1 月の間に行われたと推認され、いずれも 48 年 4 月から保険料の納付を始めていることが確認できる上、申立期間当時、申立人と同居し父親の経営する店を手伝っていたとする申立人の弟についても、48 年 3 月以前の保険料は未納となっている。以上のことから、申立人の父親は、申立人とその弟の国民年金について、昭和 48 年度に加入手続を行い、48 年度当初にさかのぼって保険料の納付を始めたと考えるのが自然である。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告者等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 2797

第1 委員会の結論

申立人の平成11年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月及び同年4月

私は、申立期間当時、銀行の口座振替により国民年金保険料を納付していた。その当時、私名義の預金通帳に、申立期間の保険料が引き落とされていたことを示す金額が記帳されていたことを憶えており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を銀行の口座振替により納付していたと主張しているところ、申立人が口座振替を行っていたとする銀行の申立人名義の預金元帳によると、申立期間のうち、平成11年3月の保険料はいったん納付されたものの、同一日に取り消され、申立人の口座に同保険料が再び入金されている上、同年4月についても、口座振替が行われていなかったことが確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 9 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月から 61 年 3 月まで

私は、学生時代にアルバイトをしていたが、その当時、国民年金の加入手続を行ったことはなく、同居していた家族も、私の国民年金の加入手続を行っていないと思う。

結婚後も、国民年金の加入手続や保険料の納付を行ったことはなく、私の夫も、私の国民年金の加入手続や保険料の納付を行った記憶がはっきりしないと言っているが、宙に浮いた年金記録が 5 千万件もあるというのだから、1 件ぐらいは、私の記録があるのではないかと思うので調べて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していない上、加入手続及び保険料納付について、誰が行っていたか分からないと述べているとともに、申立期間当時、申立人と同居していたとするその家族からも、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付についての証言を得ることができないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間のうち、昭和 44 年 9 月から 47 年 3 月までの期間及び 49 年 3 月から 61 年 3 月までの期間については、申立人が所持する国民年金手帳から、国民年金の未加入期間となっていることが確認でき、47 年 4 月から 49 年 2 月までの期間についても、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された 61 年 5 月時点で、時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 9 月から 50 年 3 月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 36 年に、夫と共に市役所に出向いて、国民年金の加入手続を行ったと思う。記憶は定かではないが、自分で納付書に現金を添えて銀行で毎月国民年金保険料を納付した。申立期間について、離婚前は、飲食店経営をしていた夫の収入があり、離婚した昭和 41 年以後は、子供を母親に預けて自ら接客業をして収入があったので、保険料の支払い能力はあった。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、加入当初から金融機関で保険料を納付したとしているが、申立人が申立期間当時居住していた市の納付方式が、集金方式から納付書を用いる金融機関への自主納付方式へ移行したのは昭和 45 年 4 月からとされていることから、申立人の主張と合致しない。

また、申立人は、昭和 36 年に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日の記録から、50 年 4 月と推認され、加入手続を行った時点では、申立期間の大半が時効により国民年金保険料を納付できない上、申立期間のうち過年度納付又は特例納付が可能であった期間においても、申立期間の保険料がさかのぼって納付された形跡が見当たらないとともに、申立人からその旨の主張もない。

さらに、申立人は、申立期間において同一市内に居住しており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家

計簿、確定申告書等)が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年7月から11年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月から11年4月まで

私は、昭和51年ごろ、近所で国民年金のことが話題になり、夫と相談して加入した方が良いと思い、国民年金の加入手続を市役所で行った。

国民年金保険料については、私の夫が納付書にて銀行で納付してきたが、保険料月額などの記憶はない。付加年金保険にも加入して未納にならないよう保険料を納付したが、今回、ねんきん特別便により未加入期間が判明した。資格喪失した記憶もないので申立期間が未加入とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫の申立期間に係る確定申告書の控えの社会保険料控除欄には、国民健康保険料の記載はあるものの、国民年金保険料の金額は記載されていない。

また、申立人の国民年金手帳には資格喪失の記録がないものの、申立人が居住していた市の台帳において、申立人が平成9年7月1日に国民年金被保険者の資格を喪失していることが確認でき、申立期間については未加入期間として取り扱われていたことから、納付書は発行されず保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2801

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 2 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月から 48 年 3 月まで

私は、昭和 48 年 4 月ごろ、子供が生まれたのを機に、妻の勧めもあり、集金人を通じ国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、加入手続と同時に 20 歳までさかのぼって約 9 年間分の保険料を毎回 2 万円ぐらいを 3 回分集金人に納付し、加入後は妻の分と一緒に妻が集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 4 月ごろ国民年金の加入手続を行い、その直後から 20 歳の時までさかのぼって、申立期間の国民年金保険料を 3 回に分割して集金人に納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 51 年 3 月に払い出されており、加入手続日は、51 年 1 月ごろと推認されることから、申立内容と一致しない上、51 年 1 月時点においては、申立期間は時効となっていたとともに、第 2 回特例納付の実施期間は終了していたことから、申立期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間当時を通じて同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

さらに、申立人が 1 冊しか交付を受けていないとする年金手帳は、昭和 49 年 11 月以降に発行された様式であることから、申立人の主張する 48 年に加入手続を行ったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 2802

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から51年12月まで

私は、昭和47年の結婚後、区役所出張所で国民年金の加入手続を行い、納付書を使い銀行で夫婦二人分の保険料を納付してきた。送られて来た納付書によって保険料をすべて納付しているのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年の結婚後、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、その直後に夫の厚生年金保険から国民年金への切替手続も行ったと主張しているが、申立人の国民年金加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の被保険者資格取得日から54年2月と推認される上、申立人は、52年も47年と同じ区内に居住しており、申立人が所持する国民年金手帳及びその夫に再発行された国民年金手帳に記載されている住所は52年の住所地から始まっていることから、54年2月に加入手続を行ったと考えるのが自然であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、国民年金保険料については、申立人は、さかのぼって納付が可能な定額保険料を52年1月から納付し、さかのぼって納付できない付加保険料は加入手続時の54年2月から納付を始めたものとするのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間について、夫婦二人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その夫も申立期間の保険料が未納となっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたこと

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から同年8月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から同年8月まで

私は、平成11年9月ごろ、市役所の窓口で相談し、国民年金保険料の免除申請を行った。その後、12年4月ごろ、国民年金の担当者から、保険料を納付するよう督促の電話があったので、今年も失業中のため、保険料を納付することができないので、昨年同様に免除して欲しい旨を伝えたところ、その担当者から免除は大丈夫との回答があったにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成12年4月ごろ、国民年金の担当者から電話で、「国民年金保険料の免除は大丈夫です。」との回答を受けたので、あえて市役所へ出向いての申請手続きを行わず、免除承認通知書の交付を受けなかったと述べているところ、その当時、国民年金保険料を免除するためには、被保険者が市役所の窓口で申請手続きを行った後、市が被保険者の前年度の所得等を考慮し、免除の可否について審査し、その後、社会保険事務所が被保険者に対して、免除承認通知書を交付していたことが確認できる。

また、申立期間の保険料が免除されていたことを示す関連資料が無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から10年3月まで

私は、就職先の会社から年金手帳の提出を求められたので、入社する直前の平成11年3月に区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳を発行してもらい、その会社に提出した。

加入手続の時は、国民年金保険料を納付しなかったが、入社後、しばらくして、督促状のハガキと納付書が届いたので、実家の母親から銀行の自分名義の口座へ送金してもらった。その後、銀行で2年間分の保険料を引き出し、窓口で納付書によりまとめて納付した。

また、すぐに再度督促状が送付されてきたが、既に保険料を納付しているので、それについては気にしなかった。

私は、さかのぼれると聞いて、すべての保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、就職後、しばらくして、銀行で国民年金保険料を納付するため、自分名義の預金を引き出し、同一日に同銀行の窓口で、申立期間を含めた2年間分の保険料を納付したと主張しているが、申立人の保険料の納付記録によると、平成11年9月に申立期間直後の平成10年度の保険料を一括して納付している上、その銀行の記録によると、同一日に申立人の名義から、1年間分の保険料額とほぼ一致する金額が引き出されていたことが確認できる。

また、申立人が平成10年度の保険料を一括納付した平成11年9月の時点で、申立期間のうち、9年4月から同年7月までの期間は、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、銀行で国民年金保険料を納付した後、すぐに再度督促

状と納付書が送付されてきたが、既に保険料を納付しているので、その納付書では保険料を納付しなかったと述べているところ、申立人が記憶しているその納付書の保険料額は、申立期間のうち、時効により保険料を納付することができない期間を除いた期間の保険料額とおおむね一致している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 1 月ごろから同年 12 月ごろまで
私は、A社に昭和 29 年 1 月ごろ就職した。社員が 10 名ほどの小規模な会社だった。当時の社長の性格からして社会保険に未加入ということはないはずであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと主張している。

しかしながら、社会保険庁の記録では、A社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、商業登記簿謄本においても、A社を確認することができず、申立人は、同社は現在のB社ビルの地下にあったと記憶しているとしているが、B社は、「現在のB社は当時とは全く別の資本が入っていることなどから、当時のB社とはつながりが無く人事記録や給与関係書類は、当社では保存していない。また、当時を知る者はいない。」と回答している。

さらに、申立人は、A社はC大学に関する出版物を扱ったとしているが、C大学は、「印刷物を印刷会社に発注する場合、機密保持の関係ですべてD社に発注しており、関連企業として印刷会社を設立したこともないし、独立した印刷部門があったわけではない。」と回答している。

このほか、申立人は、当時の同僚を記憶しておらず、証言を得ることができず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月ごろから 20 年 5 月ごろまで
昭和 16 年に学校を卒業し、A社に入社、同社B工場に配属になり事務員として20年5月ごろまで勤務していた。
社会保険庁の記録では、この期間について厚生年金保険の被保険者となっていないので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では申立人の記録は、昭和 16 年 2 月 1 日にA社B工場健康保険被保険者の資格を取得し、18 年 1 月 20 日に喪失となっており、同社同工場に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人は、「昭和 19 年ごろに、戦火が増してきたためA社B工場を退職しC社へ転職し、その後、軍属の事務員として1年以上は従事し、役所などに書類を提出する業務をした記憶がある。」と述べていることから、申立人は申立期間にはA社B工場に勤務していなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 10 日から 43 年 3 月 17 日まで
社会保険庁の記録では、申立期間について脱退手当金を支給済みとなっている。私は結婚を契機にA社を退社したが、会社から一切、書類や金銭などは受け取っておらず、また、当時は脱退手当金制度のことは何も知らなかった。脱退手当金が支給されたこととなっている記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票の中で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 43 年 3 月 17 日の前後 3 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性は申立人を含め 8 名であるが、そのうち 5 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、資格喪失日から 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている。

また、上記の脱退手当金の受給者とは連絡は取れなかったが、申立人より 3 年以上前にA社の厚生年金保険被保険者資格を喪失後、脱退手当金が支給された記録がある者は、「会社が従業員に代わって社会保険事務所で請求手続をして、脱退手当金を次の職場に送ってくれた。」と証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 43 年 5 月 28 日に支給決定されているなど、一連の

事務処理に不自然さうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 11 月 1 日から 36 年 11 月 1 日まで
② 昭和 36 年 10 月 29 日から 39 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所で申立期間の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A組合及びB社は「脱退手当金支払済みである」との回答を受けた。

しかし、手続をしたことも脱退手当金を受け取った記憶もないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金を支給済みである旨の「脱退手当金」の表示が記されていることから、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、社会保険事務所に保管する申立人に係るB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を示す「脱」の表示が記されている上、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されているA組合の被保険者期間及びB社の被保険者期間を基礎として計算されている申立人の脱退手当金は支給額に計算上の誤りはない。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から6か月後の昭和39年9月29日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、同年8月1日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から32年10月22日まで
昭和32年4月に結婚して半年後の10月にA社B事業所を退社した。

脱退手当金は退職金と一緒に支払われたと思っていたところ、同期入社
の友人から「社会保険事務所で手続をして脱退手当金を受け取った。」と聞いた。会社に確認したところ「退職金には含まれていない。本人でなければ受け取れない。」と言われた。脱退手当金支給日が昭和32年12月19日となっているが、当時はC区への引っ越しや出産などが重なり忙しい時期であったので、脱退手当金の手続のために社会保険事務所に行ったことは無く、脱退手当金を受け取っていないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の支給を意味する「脱」が記されているとともに、社会保険庁のオンライン記録上の脱退手当金支給額は、申立人の厚生年金保険被保険者台帳から算出した法定支給額と一致している上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は、昭和32年12月19日に支給決定されているところ、長女を出産した33年1月には転居先のC区の住民になったことが改製原戸籍から確認できるものの、厚生年金保険被保険者台帳に旧姓から新姓への氏名変更処理がなされていることを踏まえると、転居に先立ち脱退手当金の請求手続が行われたと考えるのが自然であるほか、当時は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年

金保険に加入していない申立人が脱退手当金を受給することに不自然さ
はうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退
手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申
立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 11 月 26 日から 41 年 5 月 1 日まで
② 昭和 50 年 3 月 19 日から同年 12 月 1 日まで
③ 昭和 51 年 9 月 1 日から 53 年 12 月 21 日まで

私は、申立期間①については、A社で肉の加工や販売を行う正社員だった。厚生年金保険被保険者証も所持しているし、当時、健康保険証も会社からもらったことを覚えている。しかし、私の記憶と社会保険庁の記録では被保険者資格喪失日が違う。

申立期間②については、B社に勤め、C社D寮の賄いをしていた。この部分の厚生年金保険被保険者証は所持しているが、私の記憶と被保険者資格取得日が違う。

申立期間③については、E社に勤務し、C社F寮の賄いをしていた。私の記憶と被保険者資格の取得日が違う。調査の上、被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の専務取締役は、申立人の名前を記憶しているが、勤務期間については分からないとしている。

また、申立期間①の期間中にA社で厚生年金保険被保険者資格を取得した10名の同僚のうち、申立人についての記憶があると答えた者は1名のみであり、申立人の勤務期間については記憶が無いとしている。

さらに、申立人は、申立期間①の当時、A社の寮に居住していたと述べているが、当該期間に被保険者資格を取得した同社の寮に居住していた社員は、「申立人を知らないし、申立人が寮に居た記憶は無い。」と供

述している。

申立期間②及び③については、申立人の雇用保険の記録と厚生年金保険の被保険者記録とは一致している。

また、E社（B社の後継会社）に係る厚生年金保険等の事務手続を委託されていた社会保険労務士事務所は「現在残っている受託名簿を見ると、B社及びE社については、厚生年金保険、健康保険及び雇用保険については、一体的な取扱いであり、全員について同じ取扱いをしている。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 1 日から 36 年 6 月 30 日まで
昭和 33 年 3 月 1 日から 36 年 6 月 30 日まで A 造船所の当時の造船所長の紹介で、外国人の造船監督の秘書として勤務していた。厚生年金保険に加入していたのに年金記録が無いとの回答があった。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の A 造船所での商船の調印式、進水式の写真を所持しており、同僚の、「申立人は秘書をしていた。」旨の証言及び申立人が述べている造船所長が申立期間当時勤務していたとの事業所の回答から、申立期間当時、申立人が勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給料明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立人は、「造船所長の紹介で、B 船の造船のための外国人の造船監督の秘書として勤務した。採用通知、辞令をもらったかは覚えていない。B 船が完成し、外国人の造船監督も帰国したので、造船所長の配偶者から機会があったらまた仕事に来てくださいと言われて辞めた。退職の辞令はなかった。」と述べているところ、同僚 3 人は、それぞれ、「入社試験は多数受験して 2 人合格した。ちゃんとした臨時工の試験があった。臨時工から嘱託となって、正規の社員となった。入社と退社の辞令もいただいた。」「臨時工で入社して、見習い期間があつて、臨時工を更新して勤めた。昔は入社するには田舎のことまで調べられて厳しかった。」「筆記試験と面接があった。辞令はあった。」と証言をしていることを踏まえると、申立人については正式な手続で採用された社員ではなかったこ

とがうかがえる。

さらに、A造船所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿で申立期間について確認してみても、申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 6 月 22 日から 32 年 10 月 5 日まで
社会保険事務所に年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険期間は脱退しているとの回答があった。脱退手続はしていないし脱退手当金も受け取っていない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には「脱退手当金支給済」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和33年3月3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月から 32 年 3 月まで

平成 19 年 11 月に、社会保険事務所で厚生年金保険の記録照会を行ったところ、高校卒業後叔父の紹介で入社した A 社の記録が欠如していることに気が付いた。勤務していた期間は、大学進学準備までの短期間だが、厚生年金保険に加入していたはずである。当時の上司、先輩の名前も記憶があり、未加入期間になっていることに納得いかないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している上司及び先輩について、A 社の従業員からもこれらの者が勤務していたとの証言が得られたことから、申立人が、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、複数の従業員により「試用期間があった」、「任用試験を受けてから正社員になった。」という供述があり、申立人は、大学進学準備までの短期間の雇用であったことから、申立期間については厚生年金保険に加入していなかったことが推認できる。

また、申立期間中に A 社に入社した従業員 12 名に照会したところ、申立人を記憶している従業員は無く、申立人の保険料控除に関する証言は得られなかった。

さらに、社会保険事務所の A 社の厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁の厚生年金保険被保険者台帳には申立人の名前はない。

このほか、保険料の控除に係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月 1 日から 14 年 3 月 29 日まで
社会保険庁の記録によると、A社に勤務した期間のうち、平成 14 年 3 月の厚生年金保険の被保険者資格喪失時から、11 年 4 月にさかのぼって標準報酬月額が 36 万円から 9 万 8,000 円に引き下げられているのはおかしいので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、A社は平成 14 年 3 月 29 日に適用事業所でなくなっているが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、同日に、36 万円から 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

一方、商業登記簿謄本から、申立人がA社の代表取締役であったことが確認できる上、申立人は、「年金事務は私が行っていた。」と述べていることから、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、A社の代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の記録訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録について、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月1日から同年10月30日まで
平成20年11月27日に社会保険事務所の担当者と面談したところ、A社に勤務していた、平成4年7月から同年9月までの期間の標準報酬月額が50万円から20万円に変更されていることが判明した。

しかし、私は、この変更には承服し難く、実際の標準報酬月額は50万円であり、その証拠として当時の被保険者資格喪失確認通知書と決算書を提示するので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する50万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年10月30日）の後の5年3月25日付けで、さかのぼって20万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時A社の代表取締役として同社に在籍していたことが、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録や同社の閉鎖登記簿謄本により確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所の担当者との質問応答書において、「平成4年10月に、私の意思で社会保険を止める手続きを行いました。」と記述していることから、申立人は当該標準報酬月額の減額処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金被保険者記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 1 月 1 日から 6 年 8 月 30 日まで
平成 7 年ごろに A 社会保険事務所に滞納保険料について相談をした際に、社会保険から国民年金に切り替えるようにとの指示があり、会社は社会保険から脱退した。その時には標準報酬月額を引き下げるといふ話は無く、他の社員の標準報酬月額は訂正されていないのに、自分の標準報酬月額だけが減額訂正されていることは納得いかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立期間の標準報酬月額については、当初、53 万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 6 年 8 月 30 日の後の 7 年 1 月 6 日付けで、20 万円に遡及して引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時に B 社の代表取締役であったことが閉鎖登記簿謄本により確認できる。

また、申立人は「滞納保険料のことで社会保険事務所に相談に行き、厚生年金から国民年金に切り替えるように指示を受けた。」と述べていることから、厚生年金保険に係る事務についての権限を有する代表取締役として、標準報酬月額の減額についても同意したものと考えることが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から6年3月1日まで

社会保険庁の記録では、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が8万円となっているが、当時、A社の代表取締役として約200万円の報酬を受けていた。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年3月1日の後の同年3月23日に、8万円に訂正されていることが確認できる。

しかし、閉鎖登記簿謄本から、申立人は当該事業所の代表取締役であったことが確認できる上、申立人の妻は、「社会保険料の納付困難な時期があり、申立人が社会保険事務所に相談に行った。」と述べていることから、申立人が当該標準報酬月額の訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月1日から28年1月1日まで

私は、昭和24年5月1日にA社に入社し14年間勤めたと記憶していたのに、社会保険事務所の年金記録を確認したところ、同社での厚生年金保険被保険者の資格取得日が28年1月1日になっている。間違いだと思うので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚について申立期間におけるA社の厚生年金保険被保険者資格記録の存在が確認できる上、他の同僚の証言から申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、複数の同僚は、「A社では、入社後相当期間経過しないと正社員にしてもらえず、厚生年金保険に加入したのは正社員になってからである。」と供述しているところ、これらの同僚が同社において被保険者資格を取得したのは、その者が入社したとする時期から2年以上経過した後であることが社会保険庁の記録により確認できることから、同社では、必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管するA社の事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳では、いずれも申立人の被保険者資格取得日は昭和28年1月1日であることが確認できる。

さらに、申立人がA社で厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月 1 日から 7 年 1 月 16 日まで

私は、申立期間に、A社B営業所及び同社C営業所で所長として勤務し、乗務員の管理及び営業の仕事をしていた。社会保険庁の記録では、平成2年8月から3年9月までの標準報酬月額の44万円が最高額となっており、その後減額している。しかし、給与が下がった覚えが全くなく納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、A社から提出された申立期間の一部に係る標準報酬決定通知書及び同改定通知書から確認できる標準報酬月額は、社会保険事務所の記録上の標準報酬月額と一致している。

また、D企業年金基金から提出された申立人の標準報酬月額は、社会保険事務所の記録上の標準報酬月額と一致している。

さらに、申立人から提出された市・県民税課税台帳（付表）から推測した社会保険料控除額は、社会保険庁の被保険者記録から算出される社会保険料控除額とほぼ一致している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月2日から34年9月16日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済み期間とされているが、脱退手当金を受領した覚えが無いので、当該期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和34年12月22日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、当該事業所で申立人の約3か月前に資格を喪失し、脱退手当金の受給記録のある女性は、退職の際に事業所から脱退手当金の説明を受け、受給したと供述しているほか、申立人に脱退手当金が支給決定された当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年12月から33年1月まで
② 昭和38年12月から39年6月まで
③ 昭和52年10月から54年10月まで

私は、A社に在籍し、英会話ができたことからBにあったC事業所のフロントを担当した。

その後、D事業所の開業に伴い支配人として勤務した。

E社は、「F」というボウリング場に併設されたレストランで、支配人として勤務していた。

G社には、作詞家の先生の推薦で専属作曲家として勤務していた。

社会保険庁の記録には、これらの記録が欠落している。勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社が経営するC事業所及びD事業所に勤務したとしているが、A社は「当時C事業所及びD事業所を経営していたのは、A社のグループ会社H社であった。」としているため、H社に照会したところ、「当時の人事記録等の資料は保存されておらず、当時のことを知る者もいないため、当時のことは不明である。」としている上、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、保険料の控除に係る証言を得ることができない。

また、社会保険庁の記録によると、H社は申立期間より後の昭和33年11月1日に適用事業所となっていることが確認でき、申立人の申立期間は適用事業所となっておらず、申立人がC事業所及びD事業所を経営して

いたとするA社も申立期間より後の昭和 36 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

さらに、H社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している 47 名の中に申立人の名前は無く、欠番も見られない。

申立期間②について、申立期間当時から現在まで勤務しているE社本社の経理担当者の証言から、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険庁の記録によると、E社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、申立人の申立期間より約 30 年後の平成 9 年 8 月 1 日であることが確認できる。

また、E社の経理担当者によると、「申立人の勤務地は本社とは別の場所にあったレストランであり、当時の詳細は不明であるが、同社が飲食業から撤退し、平成 9 年ごろに現在の貸しビル業に変わるまで厚生年金保険には加入していなかった。」と証言している。

さらに、申立人の勤務地での経理担当者は既に死亡しているため当時の事情を聴取することができない。

申立期間③について、申立人は、G社では専属作曲家として勤務し、出勤日は毎月不定期で月 10 日ないし 15 日くらいの出勤だったとしているが、社会保険庁の記録では、申立人が勤務したとする同社は厚生年金保険の適用事業所として見当たらない。

また、G社の名称はレーベル名であり申立期間当時の正式の事業所名が特定できず、申立人は同社の従業員の氏名や連絡先を記憶していないため、当時の事情を聴取できない。

さらに、申立人の申立期間における国民年金の記録によると、昭和 52 年 4 月から 56 年 2 月までの 47 か月について、申請免除の届出をしていることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人は厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無く、保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月ごろから同年 7 月ごろまで
申立期間にC社に勤務しており、F社の自動車組立工場内で部品をフォークリフトで、各ラインに運ぶ作業を行っていたが、厚生年金保険の記録が欠落しているので、調査して、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、勤務していたと主張しているC社という商号の会社は、商業登記簿に見当たらず、厚生年金保険の適用事業所にも見当たらない。

また、F社では、申立人が主張する会社はG社ではないかと回答があったことから、G社に対し申立人が過去に勤務をしていたか確認を行ったが、申立期間に係る勤務実態は不明であり雇用保険の記録も無いとの回答であった。

さらに、申立人が元同僚として挙げる名前は、G社において厚生年金保険の被保険者となっていない上、当該同僚の連絡先が不明であるため、保険料の控除に係る証言を得ることができない。

加えて、申立人は、辞令、在職証明書等の勤務の事実を確認できる資料及び給与から厚生年金保険料の控除の事実を確認できる資料を所持しておらず、健康保険被保険者証についても、どこからもらったか覚えておらず、記憶は曖昧である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月 1 日から 37 年 4 月 1 日まで
平成 20 年 2 月ごろ、社会保険事務所へ行ったところ、A社で勤務した期間の厚生年金保険の加入記録は、脱退手当金として支払済みになっていることを初めて知った。私は脱退手当金の制度も知らず、脱退手当金を受給した覚えは無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の被保険者原票から、申立人が記載されている前後 60 名のうち女性は 10 名で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 37 年 4 月の前後 3 年以内に資格を喪失した者 5 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、3 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、3 名全員が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、そのうち 1 名の者は、事業所が請求手続きしてくれたかも知れないと証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 37 年 6 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年6月1日から同年10月1日まで
② 昭和25年8月1日から30年4月1日まで

私は昭和19年4月1日にA社に入社し、同年6月1日に厚生年金保険に加入しており、再交付された年金手帳にも同年6月1日と記載されているのに厚生年金保険の記録が、同年10月1日からになっているのはおかしい。

また、昭和25年8月1日にB社労働組合に就職し、57年7月の定年まで勤務した。入社と同時にC健康保険組合に加入し、当然、厚生年金保険にも加入しているはずだが、社会保険事務所の記録では30年4月1日からとなっているのは納得できない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、再交付された年金手帳に、「はじめて被保険者となった日」として昭和19年6月1日と記載されていることから、自身のA社における被保険者資格取得日は同日であるはずだと申し立てているが、19年6月1日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険制度発足前の準備期間であり、保険料徴収は行われていないことから、申立人は、当該期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、複数の同僚の証言及びB社提出の社員名簿一覧表から、申立人が申立期間にB社労働組合に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社は、B社労働組合に勤務していた者については、同組合から依頼された者だけを厚生年金保険に加入させていた旨の回答をし

ている。

また、申立人の挙げた2名の同僚は、昭和30年4月1日前から勤務していたと証言しているが、B社本店の厚生年金保険被保険者名簿によると、資格取得日はいずれも同年4月1日となっている。

さらに、B社労働組合の当時の事務担当者は特定できず、申立期間②において保険料控除があったことを確認することはできなかった。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料が事業主により、給与から控除されていたことを確認できる給与明細等の関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年12月1日から28年11月10日まで
私はA社B工場で塗装工員として、電話の自動変換器のカバーを塗装する仕事をしていました。昭和28年11月12日に転職するまでの約1年間は同社に在籍していたことは間違い無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時従事していた製造業務の内容を具体的に記憶しており、その業務内容は、A社の回答と一致していることから、申立人が申立期間に同社B工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社B工場の厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が入社したとする時期に被保険者資格を取得している中途採用者数人に照会したところ、「申立人を記憶していない。私は採用試験を受けて入社しており、工場での製造業務には従事していない。」旨を供述していることから、同社B工場では、申立人と同様に当該工場において中途採用し、工場での製造業務に従事していた者は、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

さらに、申立人は当時の同僚の氏名を記憶しておらず、証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断する

と、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 1 日から 43 年 5 月 7 日まで
社会保険庁の記録によると、私が B 社に勤務していた期間について、脱退手当金が支給されているという説明を受けた。

私は、B 社に勤務する前の A 社の勤務期間の脱退手当金をもらったことははっきり覚えているが、申立期間の B 社の脱退手当金は受け取っていないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前に勤務した期間については、脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、申立期間以前に勤務した事業所を退職後、約 1 か月で申立期間の事業所に就職しており、厚生年金保険被保険者記号番号が同一であるなど、申立期間以前に脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立人の B 社の厚生年金保険被保険者台帳には、申立人に脱退手当金が支給されたことが記録されているとともに、オンライン記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を支給期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 43 年 7 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいわねない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年2月1日から34年6月1日まで
私は申立期間当時A社に勤務していて子供が生まれる少し前に同社を辞めた(昭和34年6月1日)が、そんな時に脱退手当金を受給していることはありえないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和34年7月27日に支給決定されたこととなっているところ、社会保険業務センターの保管する厚生年金保険被保険者台帳には同年6月30日に脱退手当金の支給金額の計算に必要な標準報酬月額等の記録を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁に回答をしたことが記録されているほか、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

また、B組合によると、C店では夫婦で厚生年金保険に加入しており、「申立期間当時、女性が組合を辞めると脱退手当金を受給しており、その手続は夫がしていた。夫が手続した場合にまたB組合が作成している厚生年金健康保険名簿に「済」としていた。」としており、申立人のB組合厚生年金健康保険名簿には「済」印があり、脱退手当金を請求したことが推認できるほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 11 月 1 日から 3 年 8 月 1 日まで

A社に勤務していた間のうち、同社が適用事業所となった平成元年 6 月 1 日から 3 年 8 月 1 日まで、厚生年金保険料を給与から控除されていたが、ねんきん特別便を調べたら元年 11 月 1 日から 3 年 8 月 1 日までの間が国民年金の加入期間になっていた。在職中は厚生年金保険に加入していたと認識していたので、調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間には、A社において勤務していたので、厚生年金保険の加入記録を回復してほしいと主張している。

しかし、A社の代表取締役は、「申立人は、申立期間当時には、B社に移っていたのではないか。」と証言している上に、同社の同僚も、「私が同社に入社したのは平成元年秋ごろから冬前ごろだったと思うが、入社した時には、申立人は在籍していた。」と証言している。

また、社会保険事務所の記録から、B社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、申立人が同社において被保険者資格を取得した平成 3 年 8 月 1 日であることが確認できる。

さらに、申立人は、平成元年 11 月 1 日にA社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した同日に配偶者の国民年金の種別が第 3 号被保険者から第 1 号被保険者に変更されるとともに、申立期間において申立人及び配偶者とも国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人の住所地を管轄する市において、申立人は、申立期間において国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで
昭和 34 年 3 月から 36 年 3 月までの厚生年金保険加入期間について照会したところ、当該期間については、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答が社会保険事務所からあった。

しかし、退職金を支給されたときの退職所得の源泉徴収票の就職年月日欄に昭和 33 年 4 月 1 日と記載されている。よって申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、退職所得の源泉徴収票の就職年月日欄に昭和 33 年 4 月 1 日と記載されていることから、社会保険庁の記録は相違していると主張している。

しかし、社会保険庁の記録では、申立人はB社において昭和 33 年 11 月まで厚生年金保険被保険者であったことが確認できる上、申立人は「B社を離職後、3 か月程度、失業給付を受給した。」と供述しており、A社における退職所得の源泉徴収票に記載されている就職年月日に信ぴょう性は乏しい。

また、社会保険庁の記録で、申立人と同じ資格取得日の記録のある同僚から、「A社には期間雇用として入社し、その後、昭和 36 年 4 月に正社員になり、その時から厚生年金保険に加入した。」との回答があるところ、申立人は、当初、期間雇用で入社したとしていることから、申立人は同社に入社後しばらくの期間は厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。

さらに、申立人の雇用保険及び健康保険組合の資格取得日は、申立人の

厚生年金保険の加入記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年8月1日から24年4月1日まで
② 昭和32年10月1日から34年6月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、駐留軍施設A及びB社の記録が無い旨の回答をもらったが、申立期間①については、C 渉外労務管理事務所での厚生年金保険被保険者記録以前より、駐留軍施設Aで、同一の業務で勤務しており、申立期間②については、会計事務機の輸入販売会社であるB社に勤務していた。

給与明細書等、保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、C 渉外労務管理事務所での厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和24年4月1日以前より、同一の業務で駐留軍施設Aに勤務していたとしているが、当時駐留軍施設に勤務する日本人従業員の労務管理については、昭和23年から24年にかけて、各施設の所在地の都道府県知事が「渉外労務管理事務所」を設立し、国の機関委任事務として事務手続を行ったとされ、社会保険制度については、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した24年4月1日からの適用となっており、適用日前に当該事業所で厚生年金保険に加入することはできない。

申立期間②については、申立人は、D社の代表取締役とともに、B社設立と同時に転職したとしているところ、当時をよく知るD社の同僚は、申立期間について、申立人とおおむね同様の供述をしており、申立人が、当時B社で勤務していた事実は推認できる。

しかし、B社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できな

い上、管轄法務局では、同社の法人登記がなされた記録は確認できないとしている。

また、社会保険庁の記録では、申立人が当時B社の役員及び同僚であったとする5名は、確認のとれない1名を除き、全員、当該期間について、厚生年金保険被保険者期間となっていない。

さらに、申立期間に厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、前述のB社の同僚も、確認のとれない1名を除き、全員死亡しているため、同僚から供述を得ることはできない。

加えて、申立人は、同社は既に解散したとしていることから、人事記録等の申立てに係る事実を確認できる関連資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1671

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月 1 日から平成 8 年 1 月 24 日まで
私が、当時得ていた給料の割には手取り年金額が少ないような気がしていたが、厚生年金保険の記録が訂正されていることは知らなかった。会社が破産する前は、資金繰りに苦勞しており、社会保険料の滞納はあったようだが、私は具体的には聞いていなかったし、会社が破産する大分前に社会保険事務所から呼出しがあったが、私は対応していなかった。また、滞納分の支払いができなければ、標準報酬を引き下げてくれと社会保険事務所から言われたが、私は断ったので、記録訂正を行ったことやその経過等は知らない。私の標準報酬月額を元の金額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成 7 年 5 月分の給与明細書及び 7 年分源泉徴収票から、同年 1 月から同年 12 月までは、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の標準報酬月額に係る記録は、平成 5 年 11 月から 7 年 12 月までの期間について、7 年 12 月 7 日付けで、さかのぼって減額処理が行われていること、さらに、A 社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 8 年 1 月 24 日）の後の 8 年 3 月 7 日に、昭和 60 年 1 月から平成 5 年 10 月までの期間に係る標準報酬月額についても、さかのぼった減額処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時、A 社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険事務所の

記録、本人の供述及び同社の閉鎖登記簿謄本により認められる。

また、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険料の滞納はあったが、申立期間の標準報酬月額^{そきゅう}の減額の遡及訂正の手続は行っておらず、承知していないとしているが、社会保険事務所の職員から標準報酬月額の引き下げを提案されたとも述べていることから、申立人が当該標準報酬月額の減額処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、当該標準報酬月額の減額処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 9 月 1 日から 8 年 12 月 24 日まで
社会保険事務所の記録では、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が著しく低くなっている。申立期間当時は毎月社会保険料の振込をしていたので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、登記簿謄本及び社会保険庁のオンライン記録により認められる。

また、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成 7 年 9 月から 8 年 2 月までは 47 万円、8 年 3 月から同年 12 月までは 26 万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（8 年 12 月 25 日）の後の同年 12 月 26 日付けで、さかのぼって 7 年 9 月から 8 年 2 月までは 22 万円に、8 年 3 月から同年 11 月までは 11 万 8,000 円に訂正されていることが、社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

一方、申立人は、「平成 8 年 3 月から滞納があり、滞納から 4、5 か月目の時に社会保険事務所の職員が私の事務所に来訪し、支払いを促された。その 1 か月後くらいに、社会保険事務所に呼ばれ、同じ職員から社会保険脱退を促され、既に社会保険事務所で用意してあった書類に代表取締役印の押印を強く促されて押印した経緯がある。」と述べており、さらに、申立人は「滞納した平成 8 年 3 月以降の社会保険料は、厚生年金保険適用事業所から脱退した後も結果的に支払っていない。」としていることから、代表取締役として申立期間に係る標準報酬月額の減額に同意したものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月 26 日から 54 年 9 月 10 日まで
② 昭和 54 年 11 月 10 日から 55 年 11 月 18 日まで

私は、申立期間①の期間は、A社に勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除され、申立期間②の期間は、B社に勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていた。社会保険事務所の記録によると、申立期間①及び②は、厚生年金保険の加入期間となっていないので、記録訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が勤務していたとするA社は、社会保険事務所の記録では、申立期間当時に適用事業所であった事実は確認できない。

また、A社は、i) C市内の商業登記簿を調査したが、解散した法人も含め該当が無いこと、ii) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の対象業種であるため、同法に基づく営業許可について管轄する官庁に照会したものの該当が無いことから、事業所、事業主等から申立期間当時の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人は同僚2名を記憶しているものの、連絡先が判明せず、申立期間当時の状況について証言を得ることができない。

加えて、申立人のA社での雇用保険の記録も確認できない。

申立期間②については、申立人が勤務していたとするB社は、社会保険事務所の記録では、申立期間当時に適用事業所であった事実は確認できない。

また、B社は、i) D市内の商業登記簿を調査したが、解散した法人も

含め該当が無いこと、ii)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の対象業種であるため、同法に基づく営業許可について管轄する官庁に照会したものの該当が無いことから、事業所、事業主等から申立期間当時の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人は事業主及び同僚2名を記憶しているものの、連絡先が判明せず、申立期間当時の状況について証言を得ることができない。

加えて、申立人のB社の雇用保険の記録も確認できない。

このほか、申立人の勤務実態及び保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 5 年 10 月 1 日まで

社会保険庁の記録では、A社における平成 4 年 10 月 1 日から 5 年 10 月 1 日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が 28 万円となっているが、申立期間の給与は 50 万円ぐらいであったはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」において、申立人の申立期間の標準報酬月額は 28 万円と記載されており、事業主が社会保険事務所に対して、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 28 万円として届出を行ったことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録において、標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正等の不適正な事務処理は確認できない。

さらに、A社の取締役は、「同社では、基本給はさほど高くなかった。給与総額が高額な者については、時間外手当が多かったものと思われる。」と供述しているところ、申立人の上司は「当時、申立人は、所属課を移り、残業の少ない職務内容に変わった。」と供述しており、当時の同僚 3 名も「当時、申立人は、残業の少ない所属課に移り、給与が下がった。」と供述していることから、申立人は、人事異動により、時間外労働の少ない職務内容になったことから、時間外手当が減り、その結果、標準報酬月額が減額になったと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 8 月 1 日から 7 年 1 月 24 日まで

社会保険事務所から、A社に勤務していた期間のうち、平成 5 年 8 月から 6 年 12 月までの期間の標準報酬月額が 30 万円から 8 万円に遡及^{そきゆう}して引き下げられている旨の連絡を受けた。申立期間の給与は以前と変わらず 30 万円程度だったので、この期間の標準報酬月額の記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、30 万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所でなくなった日（平成 7 年 1 月 24 日）の後の同年 2 月 10 日付けで 5 年 8 月から 6 年 10 月までの期間の標準報酬月額が 8 万円に、同年 11 月から同年 12 月までの期間の標準報酬月額が 9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時A社の取締役であったことが同社の閉鎖登記簿謄本により確認できる上、申立人や同僚の供述により総務責任者として社会保険事務を担当していたことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、厚生年金保険料を滞納していたため、何度か社会保険事務所に出向いていた。会社の債務が無くなると思い、社長の下承のもと、社会保険事務所と協議した。その後、当該訂正処理が行われ、滞納保険料の督促もなくなった。」と述べていることから、申立人が当該標準報酬月額の減額処理に関与していたと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。